

平成 2 0 年第 3 回

大空町議会定例会会議録

〔その 1〕

- ・ 招 集 平成20年 9 月24日
- ・ 開 会 平成20年 9 月24日
- ・ 閉 会 平成20年 9 月25日

大 空 町 議 会

大空町議会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	近 藤 哲 雄	10番	平 田 一 行
2 番	松 田 信 行	11番	勝 田 鉄 城
3 番	斎 藤 宏 司	12番	小 島 一 弘
4 番	植 田 泰 弘	13番	豊 島 義 秋
5 番	森 田 暢 明	14番	田 中 勝 吉
6 番	松 岡 克 美	15番	檜 原 達 也
7 番	坂 本 一 光	16番	森 進
8 番	元 木 良 一	17番	厚 海 六 郎
9 番	深 川 昇	18番	後 藤 幸太郎

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会委員長
代表監査委員		農業委員会会長
副町	長	福祉課長
副町	長	農政課長
総合支所	長	商工観光課長
会計管理者		建設課長
総務課	長	住民生活課長
企画課	長	保健福祉課長
財政課	長	東藻琴国民健康保険診療所 事務局長
財政課参事		産業振興課長
住民課	長	建設水道課長
		総務係長
教育	長	学校管理課長
社会教育課	長	女満別教育センター所長
農業委員会事務局	長	監査委員事務局長

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、庶務係長、書記

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

- ◇議 長 おはようございます。
ただいまから平成20年第3回大空町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

- ◇議 長 これから本日の会議を開きます。
暑い方は上着を脱いでよろしいです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- ◇議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、議長において、9番、深川昇議員及び10番、平田一行議員を指名します。

◎日程第2 議会運営委員会審査報告

- ◇議 長 日程第2、議会運営委員会審査報告を行います。
議会運営委員会審査の結果について、委員長から報告の申し出がありますので、これを許します。
議会運営委員会委員長、勝田鉄城議員。

- ◇議会運営委員長 議会運営委員会の審査結果を報告いたします。

去る9月18日に議会運営委員会を開き、本日開会の定例会の会期等について協議をいたしました。

本定例会では一般質問者が5名、町長から提出されております案件が27件。その内訳といたしまして一般議案が18件、決算認定が9件です。議会提出議案も予定されております。

したがって、一般質問及び提出議案の内容件数から判断いたしまして、本定例会の会期は9月24日開会し、9月25日までの2日間とすることが妥当であると全会一致で判断いたしましたので報告をいたします。

以上、議会運営委員会の審査報告といたします。

- ◇議 長 これで議会運営委員会審査報告は終わりました。

◎日程第3 会期の決定について

- ◇議 長 日程第3、会期の決定についてを議題にします。
お諮りします。本定例会の会期は、先ほど議会運営委員会審査報告のとおり、本日から25日までの2日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から25日までの2日間に決定しました。

◎諸般の報告

- ◇議 長 この際、諸般の報告を行います。
事務局長に報告いたさせます。
事務局長。

- ◇事務局長 諸般の報告を申し上げます。

ただいまの出席議員は18名全員でございます。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとおりであります。

なお、職務の都合により、一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります議事日程表のとおりであります。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

以上でございます。

- ◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

- ◇議 長 日程第4、行政報告を行います。

山下町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

山下町長。

- ◇町 長 大空町議会第3回の定例会に当たりまして、行政報告を行います。

6月20日、大空町行政改革推進委員会でございます。この委員会におきましては、使用料、手数料の見直しに伴う設定方針等について各委員から意見をいただいたところでございます。

6月26日、北海道内空港整備促進に関する東京要望ということで、千歳市長、東神楽町長、利尻富士町長とともに国土交通省北海道局、東京航空局などに対して要請活動を行ったところでございます。女満別空港関連ではINSの整備等について要望を行いました。

7月4日、斜網地区市町長会議が津別町で開催をされました。この折には、税等の広域徴収組織のあり方、公表被害における各市町村の対応、福祉灯油に関する市町村の対応、また東京農業大学の生徒募集、さらには後期高齢者医療制度について情報交換を行ったところでございます。

7月5日、大空町東藻琴地区殉公者慰霊祭、84名の方々の出席をいただき挙行了いたしました。

7月10日、第36回交通安全大会・第58回社会を明るくする運動大会には800名の町民の方々にご参加をいただきました。後日の反省会等において、アトラクションの持ち方など検討課題が整理されたところでございます。

7月14日、網走支庁管内町村会総務文教厚生委員会が遠軽町で行われました。消防組織の広域化、また消防無線のデジタル化等について、北海道町村会の政策懇談会に問題提起をしていこうということで、意見の一致を見た会議になりました。

7月23日、北海道市町村長交流セミナーが札幌市で開催をされ、地方分権改革の動向という題で市町村の合併の今後の見方、また地方制度調査会において、議会や監査等の議論がされている旨、また小規模自治体と広域行政のあり方というような内容で西尾勝先生の講演を聞いたところでございます。

7月29日、北海道横断自動車道北見・網走間建設促進期成会東京要望、十勝、網走支庁管内の関係市町村長とともに地元選出国會議員、また国土交通省、財務省に要請活動を行ったところでございます。

翌7月30日、網走支庁管内総合開発期成会東京要望ということで、私は総務班という役割を担わせていただきました。環境省において、ラムサール条約地域の整備や、また世界自然遺産の知床の利用促進、廃棄物対策等の充実等について要請活動を行うとともに、厚生労働省において、医師確保対策の充実ということについて要請活動を行ったところでございます。

8月8日、農業資材高騰等に係るオホーツク危機突破総決起集会が北見市で開催をされました。個々農業者の努力の限界、また後継者がいることへの将来への不安、農業者の切実な訴えを耳にしていまいりました。世論に訴える活動をしていかなければならない、改めて感じたところでございます。

8月15日、大空町女満別地区戦没者追悼平和祈念祭、この祈念祭には130名のご出席をいただきました。さきの7月5日の東藻琴地区殉公者慰霊祭ともどもそうでありまけれども、遺族の方々の高齢化が課題の一つになっているところでございます。

8月21日、生産資材高騰等に係る全道農業危機突破総決起大会にも参加をしてまいりました。この大会は北見とは多少趣を変え、農業団体、行政機関、経済団体、政党等のそろいぶみというようなことで、オール北海道としての機運を盛り上げる大会になったと、そのように感じてまいりました。

8月25日、網走支庁管内町村会臨時総会が網走市で開催をされました。長らく会長を務めておりました佐呂間堀町長の退任に伴い、関係役員の補選を行ったところでございます。私は町村会の幹事という役をこのたびお引き受けをしたところでございます。

9月8日、網走支庁管内町村会総務文教厚生委員会が網走市で開催をされました。これは北海道町村会政策懇談会への提出案件について内容の確認等を行ったところでございます。民間の医療機関への支援、また個人住民税の年金からの特別徴収、制度改正、システム改修等の財源措置等につきまして、提言を出そうということで確認をしたところでございます。

9月9日、大空町企業誘致委員会でございます。今定例会にお諮りをさせていただいております企業振興促進条例の見直し等について委員からのご意見をいただき、また誘致企業の近況についてご報告をさせていただきました。

9月12日、大空町老人福祉大会、177名のご出席をいただきました。アトラク

ションといたしまして、神田山陽師匠の講談をお願いしたところでございます。今後の大会の持ち方等、再検討していかなければならないと改めて感じたところでございます。

以上、申し上げまして行政報告とさせていただきます。

◇議 長 これで行政報告は終わりました。

◎日程第5 一般質問

◇議 長 日程第5、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

2番、松田信行議員。

◇松田議員 おはようございます。平成20年第3回大空町定例会において通告書に従い一般質問させていただきます。

まず、今回の質問において大空町総合計画に挙げられています5つの基本項目の中の、あったか福祉のまちづくり、それとふれあい協働のまちづくりに視点をおいて、今回質問をさせていただきたいと思います。

まず、大項目1点目の質問ですが、情報共有と住民参加型のまちづくりについて伺います。国の構造改革により中央集権から地方分権へと変革が進められている中で、住民に信頼される自治システムとはどのようにあるべきなのかと考えた場合、私は情報の共有と住民参加型が論点の中心になるのではないかと考えています。このことを裏打ちするためにも自治基本条例の制定が必要と考えます。今、大空町において取り組みが進められています、自治基本条例策定に当たり、検討委員会の進捗状況と今後のスケジュール及び施策について伺いたいと思います。

次に小項目2点目について、情報の共有の手段の方法として、私は地域担当職員制度があるように考えられます。そこで、行政と地域のパイプ役と説明がありましたけれども、その意図するところは大局的には理解はできます。しかし、中身がまだ理解できない部分があるような気がします。そこで、この地域担当制が置かれてから短い期間ですけれども、その制度の効果について伺いたいと思います。

次に大項目2点目について、地域社会における自立支援について伺いたいと思います。自立支援法において障がい者が地域で暮らせる社会、自立と共生の社会の実現と言いながらも、課題はたくさん残されています。その中で今年度の大空町の町政執行方針の中に、旧東藻琴国民保険診療所を利用して、障がい者のために施設整備を図る基本構想や運営のための調整を行うと述べられました。私は大変いいことだと理解しておりますけれども、そこで小項目の1点目として、活用計画の進捗状況及び地域への周知について伺います。

もう一つ、小項目2点目ですけれども、今回9月の9日に厚生省の下で先進的事業支援特例交付金の募集がありました。これを受けて道も新たな事業として共生型基盤整備事業について取り組みが進められております。この事業については、高齢者と障がい者が一体となってサービスを行う事業の拠点に関する施設整備ということが掲げ

られております。そこで、共生型サービスについて町長に考え方を伺いたいと思います。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

◇議 長 町長。

◇町 長 松田議員から2点にわたって一般質問をちょうだいいたしましたので、ご答弁をさせていただきたいと思います。

まず1点目、情報共有と住民参加型のまちづくり、主に自治基本条例の策定について、さらには地域担当職員制度の効果についてということでございます。自治基本条例の策定に当たりましては、自治会、女性関係団体、議会の皆さんから推薦を受けた方々、そういった委員の方々や公募の委員、また町職員で構成をする大空町の自治基本条例、まだ仮称でありますけれども、この検討委員会というものが立ち上がってございます。第1回目の会議を6月の20日に開催をさせていただきました。この策定委員会の構成は総論・行政運営部会、情報共有部会、住民参加部会という3つの部会、さらにはそのメンバーから代表者を出して構成をする草案検討部会の4つの部会が設置されてございます。今までの開催状況でありますけれども、6月20日の第1回のほか、情報共有部会が2回、住民参加部会も2回、総論・行政運営部会も2回ということで開催をしてございます。草案検討部会につきましては、この3部会の意見がまとまった段階で開催を予定している関係から、まだ開催はございません。この会議の各部会の中で、各部会とも第1回目といたしましては、住民参加のあり方ということを共通テーマといたしまして、住民が望む情報提供とは、また住民に意見を求める手法は、まちづくりのためのルールづくりに取り入れることはという3項目について意見交換をいただいたところであります。第2回目の部会、これは情報共有部会、住民参加部会共通でありますけれども、大空町の現状について、さらには、まちづくりにおける課題について、まちづくりに望むこと、そしてまちづくりにおける住民参加の方法という4項目についてご意見をいただきました。総論・行政運営部会の2回目につきましては、自治基本条例とはということで、まちづくり講演会の内容をもとに事務局から改めて内容の説明をさせていただくとともに、大空町民の誓い、大空町総合計画、それらについての説明、さらにその部会の今後の進め方について協議をさせていただいたという内容になってございます。私もその部会の顛末といいたしうか、内容等について報告を受けております。そういった中で、どのような議論といいたしうか、内容が話し合われたかということで、少しばかりお話をさせていただきたいと思います。

まず、総論・行政運営部会第1回目の会議の中では住民参加型の行政や地域づくりのためには、どう住民意識を高めるか。また、各年代層から意見をどのように聞き取って、それをまちづくりに反映させていくのか。住民からも情報を求める姿勢が必要であるというような話がありました。また条例に盛り込むものとして、住民の知る権利、それから情報公開、さらには議会に関すること、町民の誓いや総合計画との整合性というものが必要ではないかという意見が出ておりました。住民参加部会ではま

ちづくりへの課題や望むこととして、ボランティア団体の育成、それから行政からの情報提供の工夫、住民への説明責任というような話題がありましたし、住民参加の方法としては、ふれあいトークへの参加や参画機会の提供、まちづくり参加への声かけ運動などというようにお話もありました。条例に盛り込むものとしては、情報の共有、各種委員会委員の公募、そして町政に参加する権利と義務というようなものはどうかというような意見もありました。情報共有部会では町の予算や決算がなかなか見えずらい、また住民と行政職員の関係が身近ではないのではないか、民間の方々の活力を使う必要がある、地域の特性、特徴を生かしたまちづくり、住民が主体となったまちづくりにしていかなければならないというようなご意見をいただき、条例に盛り込むものとして、わかりやすい用語のものをしていかなければならない。また、議会の公開や住民への事前説明というようなものが必要ではないかと、そのようなご意見等いただいたところであります。全体と通じて、まだまだ議論が始まったばかりであります。この条例の異議ですとか必要性というようなことについて、何回となく説明はいたしておりますけれども、まだまだ条例そのものの議論に入っていないという中では、条例の全体像が皆さん方、まだまだ見えてきていないのではないかと。おのおの、個々個人の委員の皆さんに対する、その条例に対する理解、また思いというものにまだまだ差がある、まだ十分ではないなど、もう少しいろいろなご議論をいただかなければならない、そんなふうに感じたところでございます。今回、そのような議論の中でスケジュールのことについても少し考えていかなければならないのではないかと、そんなふうに思いましたところでございます。当初説明をさせていただいたときには、どんなものにも期限が必要であると。目的、目標が必要だというようなことから、来年の3月に条例を制定できればというようなことから、本年11月中旬に検討委員会でまとめていただき、草案をご提出いただければというようなお話をさせていただいたということであります。しかしながら、先ほど申しましたような各部会の議論が非常に白熱しておりますし、本格化してまいっております。会議の回数を重ねなければ議論は十分深まっていけない。草案の提出時期が早すぎるのではないかとというようなご意見も多数承っております。そういうことから、制定のスケジュールの延長が必要であると、現時点でそのように判断をさせていただいております。検討委員会の進捗状況を見きわめながら、皆さんの議論が拙速とならないように十分意向に配慮して、そのあたりを考えてみたい、そのように思っているところであります。制定すること、そのものが目的ではなくて、その過程や、さらにその条例が制定された後、どのように町や住民の方々が行動していくかということが、本来の大切なものであるというふうに考えておりますので、そのように対処していきたいというふうに考えてございます。

以上、議論の内容、またそれに伴って、そのことから現在考えていることについてご説明をさせていただきました。

関係しまして、地域担当職員制度でありますけれども、ことしの2月からスタートをさせていただきました。制度の趣旨につきましてはふれあいトークですとか、自治会連合会の総会の席上、また町の広報等で掲載をしたりもしております。さらに、地域担当者となりました職員が各自治会に出向きました際に、町民の方々にも改めて趣

旨のPRをさせていただいているところであります。活動の内容でありますけれども、今まで自治会の総会等に12件、役員会等に5件、各種行事等に45件ということで参加をさせていただいております。その際、意見ですとか要望等をいただくこともございます。回答できるものについては即答させていただいておりますけれども、持ち帰り、担当部署と協議をしながらご返答しなければならないものについては、持ち帰って引き継ぎをし、対応しているということでございます。一つの例でありますけれども、地域会館の資産名義について、地方自治法でいうところの、地縁による団体としての所有ができないかというようなご相談を承ったことがございます。即答はできませんでしたので、持ち帰りまして担当部署とともに対応を考えて、地域ぐるみで協議を進めていこうというような地域の事例もございます。現時点では制度を開設して間もないというようなことで、まだまだ本来の目的のところに達しているわけではありませんけれども、今後、こういう取り組みも深めていながら、そして住民の皆さんがまちづくりに参加できる、その体制へともっていききたいと、そんなふう考えておりますのでご理解を賜りたいと思います。

続きまして、2点目の地域社会における自立支援についてということでございます。障害者自立支援法が平成18年の4月に施行をされ2年以上が経過をいたしました。今まで分かれておりました身体、知的、精神の3障害の方々に対するサービスが統一をされて、そして市町村が責任を持って、一元的にサービスを提供するという仕組みになりました。けれども、まだまだ市町村としては体制の整理が遅れている状況にあります。この法の特徴といたしまして、総合的に障害区分を設定して、その区分に応じたサービスということではありますけれども、この区分が軽度の方々については、平成23年度以降、基本的に在宅において生活をしていただきながらサービスの支援を受けるというような形になっております。これも先ほどと同じように、そうは言いながら、市町村において、それだけの施設整備等が十分ではなくて、多くの課題を生じてきている状況にあります。こういったようなことから、大空町として、どのような対応が考えられるかということで、去年の暮れに障害福祉サービスの提供を受けている方々を中心にアンケート調査を実施させていただいたところであります。やはり多くの声は地元での施設整備を望む声でございました。このようなことから、今年度の予算で旧東藻琴診療所等を活用して、そういった施設の開設ができないだろうかというようなことから、障害者福祉施設整備基本構想の設計のための予算を計上させていただいたところであります。この関係につきましては、大空町手をつなぐ育成会の方々や、実際に障害福祉サービスを受けている方々、また地域の皆さん等に説明するための作業を行っている最中でございます。基本構想の策定について、契約期間は12月1日までということで契約をしてございますけれども、その前段で先ほど言った方々のご意見を聞く、そういう場面を10月の中旬ぐらいにはしていけるのではないかと、そのように考えてございます。前回、農業振興センターの活用では手順を誤った苦い経験もございますし、過去のいろいろな計画策定の中では、かなり内容が固まってしまってから住民の方々にお諮りをしたというような過去の経過もございますので、今回については地域の皆さん方、また利用者の方々、議会、さらには最終的に運営主体となってくるであろう、そういう方々のご意見を十分に把握しておかなければ

十分な対応といえるでしょうか、施設になってこないというふうに考えておりますので、十分事前にそういった方々の意見を聴取するようという指示を出してございます。来月になりますけれども、そういうような形で、ご意見を聞いた中で最終的な形をまとめていきたいと、そのように考えてございます。

また、共生型サービスでありますけれども、高齢者の方々や障害の方々が一つの場所で相互にサービスが利用できるような、そういうようなものということが考えられて、最近ではいろいろなところでふえてきているというふうに聞いてございます。例えば先駆的な事例といたしまして、障がい者の方々、高齢者の方々、両方の方々が施設を運営する。そしてそれを効果的に運営するために施設を上手に使ったり、そこで携わるスタッフの方々の効率的な配置をしたりというようなことがあるように聞いております。例えば、午前中は地域の活動の支援センターとして使う。午後は児童のデイサービスの場として使う。そういう時間帯の分けもあるでしょうし、大きな面積を確保したスペースの中で、パーティションで区切るというような形での利用ということもあろうかと思えますし、多目的な形でのホールなどを設定して、例えば待ち合いの場ですとか、一方では集会としても利用するというような形も考えられるのではないかと思います。今回基本構想に現在出しています施設についても、そういうような使い方ができるのか、また地域の中でそういう要望といえるでしょうか、ニーズがあるのかというようなことも含めて、この間、地域の皆さんにご意見をいただきながら議論をしていきたいと、そのように考えておりますのでご理解を賜りたいと思います。

以上、2点にわたっての1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 2番、松田信行議員。

◇松田議員 それでは再度ご質問をさせていただきますけれども、まず1点目の質問ですけれども、今の説明を聞くと策定委員会が設置され、取り組みが進められているけれども、まだ進捗具合というのがまだまだ始まったばかりという、そういう感じで今説明を受けたのですけれども、私はこれからどんどん進んでいく、議論が煮詰まっていく中で、これはあくまでもトップダウンという意味合いではないのですけれども、行政のかじ取りというのが、ある程度私は必要ではないかと思います。というのも、先ほどの説明の中に、委員の中にそれぞれの受け止め方が、まだこの時点では違う、認識がちょっとずれているという、そういうお話でしたけれども、それだけにやっぱりそのかじ取り、導きというのが、状況によっては必要ではないかと考えるのです。その状況に応じてのかじ取りなのですけれども、現実にも今、うちの町で取り組まれている施策、それからこれが策定において、その後の施策も含めて具体的なこういう可能性もあるのだよという、そういう導き方も必要だということで、例えば具体的に、私が今思うことは、今後この情報の共有とそれから住民参加型、これが確立できれば、場面として地域の中ではなかなか理解得られないけれども、どうしても施策の遂行の上で町全体としてはどうしてもやらなければいけない、そういう場面も出てくるでしょう、きっと。特にうちの町は合併が始まって、まだそんなに時間が経っていませんから、じゃあ、その時にこの情報の共有と住民参加型、これによって住民に情

報を伝える、理解してもらえるように情報を伝える、そして必要とあれば検討委員会も作成してもらって理解をしてもらう、これが自治の町の信頼にもつながる、こういう考え方の提案。それからもう一つは、これも先進的事例なのですけれども、これにこだわることはないと思うのですけれども、先進的事例としてニセコ町でこういう取り組みが行われていると聞いています。住民提案型予算制度、予算策定においては住民のかかわりというのはなかなかできない状態でありましたけれども、この住民参加型、それから情報の共有によって、こういうことも考えられる、そういう提案の仕方、導き方、私は状況によって必要なと考えているのです。導き方には説明一辺倒から、それから実際今大空町で取り組んでいる施策の説明、それから今後考えられる、今言ったような事例も含めて、いかにして住民にまちづくりについて火をつけるか、そのためにもやっぱりかじ取り、導きというのが、ある程度必要になってくるのではないかと考えていますけれども、町長の考えを聞かせてください。

もう1点、地域職員担当制度ですけれども、私は先ほど質問の中にも言いましたけれども、これはいいことだとは思っているのですけれども、それだけに継続的につなげてほしい。行く行くは、これは情報の共有、それから住民参加型につながる制度だと思っています。そこでせっかくいい制度を意図するところはわかるのですけれども、やったことのひとつ一つの事例を皆さんにもっと積極的にわかりやすく提供しないと、この制度が住民になかなか理解されないうちに、うやむやになっているようなことが、そういう心配があるのです。例えば事例として、先ほど言いました公民館のことについても、自治会でこういう事例がありました。あちらの自治会ではこういう要望がありました。そういうことをしっかり皆さんに知ってもらうことによって、ああ、じゃあ私の自治会ではこういうこともできるのだ、ああいうこともできるのだろう、これはどうなのだろう、そういうことにつながっていくのではないか。そうならばおのずと、この地域担当者制というの、ある程度の位置づけが出てくるのではないかとと思うのですけれども、この部分についても町長に再度お伺いをしたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 自治基本条例の中で行政のかじ取りが必要、導きが必要ではないかと。ある意味では必要な部分もあるということは認識はしております。ただ先ほど言いましたように、いろんな議論の報告を聞いている内容といいましょうか、の中には両方の意見があるということでもあります。あまり行政がこうです、ああですということで先に示しすぎると、それは住民の方々の意向が十分練られた内容のものかというような見方もあります。ただ議論の中には町長の施政というか、そのところがなかなか見えないのではないかとというようなご指摘、また今、松田議員が言われたような行政として、ある程度のひな形というか、ほかのところの事例も含めて出したほうがいいのではないかとというような、両方のご意見がその中にはあろうかと思えます。必ずしもどちらか一方ということではなくて、そのタイミング、時期ですとか、その議論の進捗状況というような中を見ながら、委員の方々とご意見を交換させていただきながら、こういった時期に、例えば今言われたことが必要なかどうかということで、出して

いけばいいかなと、そんなふうに考えているところでもあります。また、今回の自治基本条例というもの、過去に私思いますのは、例えば政策やその施策、そういったものを町民の皆さんと議論をしていった会議といいましょうか、そういうことについて議論をする場所というのがあったのではないかなと。それが、例えば総合計画などもそうですね、こういったものを整備していったらいいのではないかと、整備してほしい。もしくはこんな、例えば支援策を強化してはどうかとか、こんな制度をつくってはどうか、こういう制度がほしいなというような、そういう施策的なものということに対する議論というものは、非常に今までもあったのではないかと思いますけれども、今回、ご議論をいただいている自治基本条例というのは、どのような行政運営の中で手続きを行うのかとか、例えば行政や議会の皆さんやさらには町民の方々の役割というものは、どういうところにあるのかとか、そういう中でどのように意思の疎通を図っていくのかというような、その手続き的なルールというようなものを、最低限のところを決めていこうというような議論ではないかと。こういうような議論というのは、今までにはあまりなかったのではないかなと、そのように感じています。私がよくいいましょうか、別の場所で言ったことがあるのですが、いろいろな政策というのは、あまり大きく変わらないと。例えば布を織るときの縦糸に相当するものではないかと。けれども横糸を入れていく、どんな手法でもって、その議論をして、その施策を実行していくか、その手続きやルールというのは横糸であって、その入れ方によっては織り上がる布というのが少し変わってくるというような話をさせていただきました。ですから、その縦糸も大切でありますし、その横糸というものも必要ではないかと、そのように思っております。

さらに、地域担当者制度のお話もありましたように、自治基本条例と、それから地域担当者制度というものは、全く別なものではなくて、私はもとのところは同じものであると、そのように考えております。地域担当者の目的といいますと、まず私は3段階において考えておりました。1つには、まず、職員自体を地域の方々に知っていただく。また職員がその地域のことをいろいろ知る、そして地域でいろんな意見をいただくことがありますので、その中で職員自身の感性を磨いていくといいましょうか、地域の方々に職員を育てていただく、そういうことで地域の方々と職員との信頼関係を築く、これが第1の目標といいましょうか、目的ではないかなというふうに考えておりました。また、職員がその地域の中で自分が今やっている仕事の課題ですとか、その必要性、そういったものを地域の中で話をする。そしてまた、そういう場面もありますでしょうし、役場全体として、こういうことを住民の方々に伝えていきたい、それを統一的にある機会をとらえてお話をさせていただく、そういう場面。また地域の課題をいただくことによって、その課題を共有するというようなことで、いろんな意味での情報を共有する、そのことができれば第2段階の目標が達成できるのではないかと、そんなふうに考えました。最終的には私が思っておりますのは、地域のいろんな活動を誘引する、コミュニティーの活動、自治会の活動というのでしょうか、そういうような形に担当者になってくれば、情報を共有して信頼関係を築いた中で、地域としてどんな活動が必要なのか、また地域の方々が自主的にいろんな活動をしようといったときに、その担当者が支援をしていく、そういうことで行政の活動とその地

域のコミュニティーなどの活動、そのところの最終的なパイプ役、そのことで住民の方々のまちづくりへの参画やコミュニティーへの醸成というものが図れてくるのではないかなと、そういうような考え方を思っていました。そういうことで、そういった中で、先ほどお話ありました住民提案型の予算提案制度というようなお話もありましたけれども、具体的にはまだ町民の皆さんに、このようなお話をしたことありませんけれども、例えばほかの町村などでやっている例として、住民税の一定割合を地域の活動費に充てて自主的な活動に使っていただくような、そういうようなことを将来的には考えていけばいいのではないかと。そういうときに、例えば提案をするとか、自主的な活動の支援をする、その場に地域担当の職員がいればいいのではないかなと、そんなふうに今考えている部分もございます。まだ、ただこのところについては、内部的な検討もまだ十分ではありませんし、先ほど言いました地域担当職員制度、スタートしたばかりでございます。私どもも手探りなところでスタートした部分もありますけれども、地域の方々も、どうやってコンタクトを持ったり、そういう制度を利用していけばいいかというところで、まだまだ不案内な部分もあろうかと思います。それは例えば隣の自治会の、また別のところの自治会の、その利用の仕方を見ながら、こういう形があるんだなとか、松田議員が言われたように、人のところのやっている状況を見ながら、またさらに、じゃあ、こういうところもということでバージョンアップして、ご利用いただける部分もあろうかと思います。まだ十分ではありませんけれども、先ほど言った総会ですとか役員会に出ている部分はもちろんでありますけれども、どんなような活動をしているのか、ある一定時期にほかの自治会の方々にも伝わるような形でPRをさせていただきたいと、そのように思いますので、そういった点でまたご理解を賜ればと思います。2回目のご答弁をさせていただきます。

◇議 長 2番、松田信行議員。

◇松田議員 大体、今の町長の答弁で理解はできたのですがけれども、先ほどの、もう1回確認の意味で質問させていただきたいのですがけれども、含めて質問させていただきたいのだけれども、この自治基本条例が策定された、その先ほどの説明だけれども、その後、これがもうまた肝心だと、大切だという説明がありましたけれども、私もそう思うのですがけれども、この情報共有、あるいは住民参加型を進める中で、これは理想は町民の皆さんに参画してもらうことが、これは絶対理想なのですがけれども、ただ私、一番心配するのは、現実的に考えた場合、局面として、例えばこれから地方分権がどんどん進んでいく、その中でそして、うちの町も皆さん方職員の数も当然ふえる傾向ではない、減るでしょう。減った上に地方の仕事の量がどんどんふえていく。ふえていくとどんどん、またそれに対して説明責任も当然ふえてくる、機会として。大変これ忙しい、時間的に相当忙しいと思います。逆に町民の方もこういうご時世ですから、いろいろ委員会の公募をしても、この忙しい生活サイクルの中でなかなか腰が引けてしまうという部分も確かに出てくるのではないかと。そういった制約された時間の双方が制約された時間の中で、これを施行されていくと、どうしてもある程度の限られた時間の中でやるということについて、限界が出てくるような気がするのです。それだ

けに、先ほどもちょっと触れましたけれども、施行に当たっては、繰り返しますけれども、状況に応じて、理想と現実においてのかじ取りというのが必要になってくるのではないかと思います。またその部分について、もう1度質問をさせていただきます。

それと、地域担当のことなのですけれども、私は先ほどPRということも言いましたけれども、この地域担当制のことについては、ふれあいトークと比べては申しわけないのですけれども、フットワークの軽さという部分、そういう利点はあると思うのです。ならば、自治会によって、高齢者によって、なかなか年に1回しか集まりがないとか、そういう話も聞きます。特に農村部については頻繁にたくさんの行事が持たれて、そのかわりが多いでしょう。だけどやっぱり大きなこういう会議ではないけれども、最低、自治会長さん、あるいは自治会の三役さん、そういった方々と会という名の下に設定できる機会を、全体ではなくて、そういう自治会の役員さん方に積極的にフットワークの軽さを利用してかわるということも、検討すべきではないかと思いますが、いま一度答弁をお願いいたします。

◇議 長 町長。

◇町 長 ご心配をいただきまして、本当にありがとうございます。現実、市町村の業務というのは地域主権の時代になってきて、いろいろふえてきている現状にありますし、一方では職員数については、ある程度制限した中で対応していかなければならないと、非常に内部も大変ではないかと。また住民生活もいろいろなところで大変であり、そのまちづくりの本当に十分かわっていただけるのかというようなご指摘かと思えます。けれども、今のこういう向かっている時代の中では、何とかしてこういうものをやっていかなければならないということだろうと思えます。先ほどいいましょうか、よく場面によって行政組織と、さらには町民の方々と、さらには議会の方々というような役割分担というようなことも言わせていただいておりますけれども、もっと、細かなといいましょうか、いろんなところで言えば、例えば民間の企業の方々ですとか、NPO法人の方々ですとか、そういった方々との役割分担というところも、本来目指していかなければならない一つではないかと、そのように考えております。ですから今まで住民サービスは、あくまでも行政がすべて行うのだというような形できた部分がありますけれども、その部分を今言った、いろんな立場の方々にお願いをしながら、地域としてはサービス提供になっていきますけれども、すべてが行政機関で行っていくかどうかということについても、改めて検討していかなければならないと、そういう時代ではないかなというふうに思います。

一方で道州制の議論なども行われておりますけれども、国の役割と都道府県、もしくは今回いろいろ議論になっている道州の役割、そして基礎的自治体の市町村としての役割というものもありますけれども、それが今のサービスを全部官というところで行うということになると、単にその役割分担だけですけれども、別なところをお願いをしていくというようなことも含めて考えていかなければならないのではないかなと、そんなふうに考えているところであります。そういう中で、何とかやりくりをしていかなければならないのではないかと、そのように思うところであります。また地域担

当職員制度、私などが動くよりも、もっとフットワークの軽い部分もあります。先ほど役員会などにも5件ではありますけれども、出ているというお話もありました。さらには、このことで先ほど一つ言いましたけれども、町民との接点が、今まで以上につくることができるようになってくるのではないかと思います。それは、役場に、例えば町民の方が来られたとき、また別の機会に職員が行事やそういったところで町の方々にお会いしたときに、ある意味、今まで以上に会話ができる、そういう相乗ができてくるのではないかというふうに思います。そういう中では、自治会全体の集まりということだけでなく、日常会話なども含めてそういう接点、役割というものが担えていけるのではないかなと、そんなふうにも考えております。特に全体の総会というよりは役員会などについては企画、立案、そういうようなところの話題もあるのかもしれない。そういうところから考えますと、地域の活動を誘引にする、そういう役割も少しずつではありますけれども、担っていているのではないかと。今後、先ほど言いましたように、そういう活用といいましょうか、使われ方がするのであれば、そういうところにも今後十分配慮した対応を私どもの側としても考えていかなければならないというふうに思っています。また、気宇なのかもしれませんが、この条例の制定に当たって私が思いますのは、今いろいろな機関が持っているいろいろな権能といいましょうか、機能というのでしょうか、そういうようなものを逸脱させるような、剥脱するようなといいましょうか、そういうところに考えをいたしているわけではなくて、改めて先ほど言いましたように、いろんなルールの最低条件、これは例えば自治体のトップがかかわっていても、町全体としての約束事というものを後世に伝えていく形として条例が必要ではないかと、そんなふうに考えての今回の策定についてお願いをしたところであります。そういうような視点からもいろいろご議論をいただけるように情報提供しながら、策定について同一步調で私どもも一緒になって努力していきたいと、そのように思いますので、よろしくご理解のほどお願いを申し上げます。

◇議 長 2番、松田信行議員。

◇松田議員 1点目の質問は以上で終わります。

続きまして、2点目の質問ですけれども、こういう施設の考え方、基本構想の段階ですけれども、私は大切なのは、やはり町長の先ほどの答弁にもありましたけれども、いかに利用者、それから地域の方々、福祉関係者の方々にいかに周知してもらい、そして理解してもらうか、これが一番大切だと思うのです。突然的にこうやりますから、さあどうぞというわけには、これはなかなかいかない。というのなぜかという、私もつたない経験の中から、よく皆さん聞くかもしれないですけれども、障がい者の前に一人の人間だという、この言葉です。私は私自身この言葉を理解するのに大変時間かかりました。これは、ほかの障害を持った家族の方も、この言葉を理解するために相当な時間がかかるだろうと思います。また、その受ける地域側の人も、この言葉の意味合いというのは相当、障がい者の前に一人の人間、さてどう対応したらいいのだろうか、何ができるのだろうか。やっぱりそれを理解するには時間がいるのです。

だからこそ、この周知のタイミングというのか、地域への投げかけ方というのは、早め早めに投げかけて理解してもらい、この大切さを理解してほしい。

それともう一つ、共生型についてですけれども、高齢者と障がい者と、それから子供もそうですけれども、一つのお互いにかかわりながら、施設の中で暮らす、共生の中で暮らす。私はある意味、住民の地域のコミュニティーの拠点などではないかと考えるのです。いろんな方々がかかわって、触れ合いの場を設ける。そしてそのことによって、また地域の皆さん方に理解してもらえ、そういう意味合いを持っているのかと、私理解しているのですけれども、これがやはりもっと展望を広げれば、地域の活性化にもつながるような気がするのです。地域の核、確かに東藻琴地区には地域社会の核として立派な芝桜公園、これも、東藻琴地区の地域社会の中の核の一つだと思います。だけど、もう一つ、将来を見据えたときに、地域生活の核となる部分が必要ではないかと私は考えるのです。その部分、町長のお考えを聞きたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 意見をいただきながら、この構想というものをつくっていく。先ほども申しましたが、一つには実際に利用される可能性の出てくるような方々、さらにはきょうもご審議をいただいておりますけれども、議会の皆さん、さらには、その施設を考えたときに、その周辺の地域の方々にもご理解や、またかかわりを持っていたかなければならない。また運営をしていくのがどこかと、町もしくはいろいろな民間の福祉法人、そういうような方々にもなってこようかと思います。そういうような方々のご意見をいただきながらつくっていかなければならないものではないかと、そのように思っております。先ほども失敗事例などもお話いたしましたけれども、そのようなことがないように、この議会の後、10月上旬には一つの議論をするたたき台というものが出てこようかと思います。その中で、皆さん方のご意見などを承ってまいりたいと、そのように考えてございます。今回目指している施設については、当初障害をお持ちになっている、そういう方々の社会生活のための施設ということを中心には挙げてございます。ただ内部として検討していたときに、その前段では、例えば高齢者の方々のコミュニティー的な施設というようなことで使うこともどうだろうかというような議論もございました。ただそのときには、そちらよりも障害を持った方の施設のほうが、今、優先順位としては高いのではないかというようなことから、このようなスタートを切ったわけでありまして、今後また皆さんからいただく議論の中では、松田議員が言われておりました、単に同じ福祉の分野でも縦の系列だけではなくて、いろいろな横のつながりということも大切にしていかなければならないのではないのかなと。考えておりますのは、例えばその施設といいましょうか、でき上がったといたしまして、その中だけの活動ではなくて、さらに、そういったところのご利用いただく方々に対しては、地域の中でいろいろな活動ということもあわせて検討していかなければならないのではないかと。例えば障害をお持ちの方々を中心とした施設になるとしても、例えば就業も場ですとか、そういうことを考えていきますと、地域として、あの場所を一つの拠点にしながら、地域のいろんなところでご活

動いただく、そのこともあわせて議論をしていっておかなければならないのではない
か。そういう中で、横のつながりというものも考えて議論をさせていただかなければ
ならないのではないのかなと、そういうふうに考えております。そういった意味から、
先ほどは一つの例として最近の先駆的な取り組みとして、障害の方、高齢者の方々の
というようなお話もさせていただきましたけれども、さらにどのような横のつながり
が図っていけるのかどうか。中にはいいでしょうか、今でも福祉協議会などが中心
となりながら、三世代交流ですとか、また女性と高齢者と子供たちとの交流、そうい
うような場面をつくったりもしています。そういうこと等考えていきますと、いろい
ろな方との交流、その触れ合いの場というのが、例えば福祉協議会のふれあい広場な
どももつながっている部分があるかと思えます。そういうような視点も大切にしな
がら、こここのところの基本構想のご議論をいただけるように努力していきたいとい
うふうに思いますので、ご理解のほどお願いを申し上げます。

◇議 長 2 番、松田信行議員。

◇松田議員 それでは、最後にこれを進めるに当たって、せっかくうちの町にも地域自立
支援協議会、そういうものも立ち上がっています。そういった積極的活用、それから
この施策の執行に当たっては、地域の皆さん方とともに感じ、ともに認め、ともに支
えるという、そういう考え方を持って進めていただきたいと思います。そう述べさせ
て、私の質問を終わります。

◇議 長 町長。

◇町 長 私自身ももちろんでありますけれども、きょう、この場に担当の職員等もお
ります。含めて今回のご意見等、重く受け止めながら進めてまいりたいと思えますの
で、今後ともご指導いただきますようによろしくお願い申し上げます。

◇議 長 これにて松田信行議員の一般質問を終了します。
ここで10分間休憩します。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。
次に、3 番、斎藤宏司議員の一般質問を許します。

◇斎藤議員 まずは、私も前議員の熱い思いに負けないように質問をさせていただきます。
平成20年第3回定例会に当たり、通告書に基づき一般質問させていただきます。
世界的な原油価格の高騰に伴い、ことしに入って毎月のように燃料の価格が値上がり
し、あらゆる産業に打撃を与え、個々の生活が大変な状態になっております。今回は

特に農業政策について質問させていただきます。

1点目、石油製品、農業資材、飼料、特に肥料においては6割から7割もアップし、収入が伸びない中、生産コストの負担増が非常に農家経営を圧迫し、先の見えない状態になっています。農業を基幹産業としている本町にとっても大変大きな影響を受けると考えるが、どのような現状を把握しているのか。

2点目、農家に対する何らかの支援策は検討できないのか。

3点目、今後の本町農業に対する振興策は考えているのかを町長に伺いたい。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

◇議 長 町長。

◇町 長 斎藤議員から農業政策についてということで、主に原油価格の高騰に伴う、その対応策についてご質問をいただきました。昨年来から原油価格が非常に高騰して、末端の価格もうなぎ登りという状況があります。いろいろな分析によりますと、産油国の政情不安というような要因もありますし、中国やインドなど、アジアを中心とした世界的な石油需要の増大というのもあります。また、英国のサブプライムローンやそのことに端を発した投機資金が原油市場に大量に流入したと、いろんな要因がありますけれども、それらの要因が絡み合って、現在のような原油価格の高騰というものが続いていると言われております。最高値のところに180円を超えるようなガソリン代がございました。本日、朝、JAめまんべつのところの表示を見ますと1リットル、セルフでありますけれども160円と。一時期よりは下がったとはいいいながら、まだまだ高い水準は続いております。このことは電力、ガス料金の値上げや、さらには食料品、日常生活品に至るまで、ほとんどのものに影響を及ぼして価格の上昇を招き、住民生活を直撃していると、生活への影響が非常に大きいというふうに認識をしております。ご指摘にいただきました農業、さらには林業、水産業はもとより、商工業、観光業、運輸、製造、個人消費がかさむ一方で低迷をする中、その産業の生産部門のところでも非常に厳しい経営が余儀なくされているというような認識にたっております。本町の中心的な産業であります農業においても、生産資材が上がる一方で、製品価格の方はなかなか上がるということがない。燃料や肥料、配合飼料、そういった農業生産の資材の価格の安定というものが、本来農業の重要な柱でありますし、さらには食料自給率の確保の面からもきわめて重要な課題であると。またこれは世界的な課題でもあるというようなことから、個々お一人お一人の農業者の皆さんの経営努力というものの限界にきているというふうに私どもも感じております。町としての解決ということでは、まだまだ十分なことができる段階になっておりません。まずは国による経営安定対策を早急に進めていただけるように要請をしてみたいと思いますし、地域の中でどんなことができるのかということについて、各担当にも指示をして、その対応策について検討させているところでございます。そういった中で、今後しかるべき対応というものを考えていきたいというふうに思っております。今回の影響が農業に対してどのように影響を及ぼしているかということで、8月にJA北海道中央会が公表をいたしました資料で、まずは説明をさせていただきたいと思いま

す。平成18年と21年の営農年度の比較で、その資材費の肥料等のアップ、どれぐらいになるかということで試算をした内容であります。畑作経営において10から15ヘクタールの場合は87万円、20から25ヘクタールで202万円、30から40ヘクタールでは302万円と、肥料費が負担増になるという試算が出ております。また、酪農経営で経営面積が平均48ヘクタールと試算してございますけれども、この場合の飼料費のアップが414万円、そのような試算の結果が出ております。また、これとは違いますが、町といえましょうか、地域で独自に農家個々の経営改善計画をもとに生産資材、この場合は肥料費、農薬費、燃料費、飼料費との合計ということで、その影響額を試算してみました。これは平成19年と20年の比較ではありませんけれども、女満別地区においては、平均して1戸当たり240万円、東藻琴地区においては、1戸当たり290万円のそういった生産資材費等の経費が増加しているというふうに言われておまして、そのような認識を私どもも農業関係団体と一緒に守っているところであります。

農家に対する何だかの支援策は検討できないかということでございます。国は8月の29日だったかと思っておりますけれども、総合経済対策を取りまとめ、きょう召集される臨時国会に、そのことが提案をされるというふうに聞いておりますけれども、一方で総選挙等々の話も随分出てまいりまして、具体的にどのような進展で議論をされていくのかということとは心配な部分もございます。また総合経済対策の中で農業支援が、どのように位置づけられるのかということについても注視していかなければならないと、そのように思っております。9月の初めに庁議がございまして、そのときにこれは農業だけではなくけれども、燃油の高騰に伴う町の支援策について、それぞれ各担当課長に対応がどのようなものが可能かということを取りまとめるようにということの指示をいたしました。そういう中で今考えられるものとしては、農業振興資金制度、そういったものの拡充というようなものが可能性としてあるのではないかなという議論を持って進めているところであります。また国に対して、また上部団体に対する要請活動の一端といたしまして、全道100万人の署名活動、役場、総合支所等々全職員挙げて署名活動に携わっておりますし、行政報告でも申し上げましたが、8月の8日の北見市、21日の札幌市での開催された総決起大会にも私自身も参加をしてまいりました。いろいろな機会をとらえて、国にもこの窮状等と訴えてまいりたいというふうに考えてございます。さらに対処療法としての施策というものも必要でしょうけれども、構造を、こういう時代の中でどのように改善していかなければならないかという課題も残っていようかと思っております。昨年から水田・畑作経営所得安定対策というものが導入をされました。昨年のような状況のときには、十分収入が上がってこないというわけでありまして、ことしのような年には、これがどのような状況を見せるのかということも見きわめなければなりません。しかしながら、一般的に言われているのは、なかなかこの制度の中では収入増は見込めないというようなことが言われております。一方でご指摘のとおり生産資材費が上がるということで、所得が減少する要因ばかりということであります。少なからず、収入を上げる努力、経費を削減する努力、そのところに視点を置いて対策を講じていかなければならないのではないかと思います。なかなか妙案はありませんけれども、新規の高収益な作物、

また既存作物の労務負担等を考えながら、作物の導入ということも検討していかなければなりませんし、地域のいろいろな農産物のブランド化ということについても、今まで以上に取り組んでいかなければならないと思います。また、経費節減の視点から土壌診断等をさらに推進をしていくというようなことも一つの手当てかもしれません。そういったことについて、JAですとか、普及センター等、関係機関の連携もいただきながら、また国や北海道のいろいろな事業制度等も活用しながら進めてまいりたいということに今は尽きるのかなと、そんなふうな考え方を持っています。なかなか特効薬というものはありませんけれども、国に対して要請するところ、また地域でできること、最大限に考えながら取り組んでまいりたいと思いますので、今後ともご指導いただきますように、よろしくお願いを申し上げ、1回目のご答弁をさせていただきます。

◇議 長 3番、斎藤宏司議員。

◇斎藤議員 今町長からなかなか苦しい答弁だと思いますけれども、いろんな生産とか面積ごとに分類していただいて、実際どのぐらいの経費がかかっているのかよくわかったところであります。最近、ホクレンの9月上旬の速報で見たのですけれども、酪農の成牛に対しての生産量が載っているものなのですけれども、8月までは前年度比に比べて3%順調に伸びていた成牛生産量が9月になって0.5%激減している。この原因についてホクレンのほうで何を書いているのかということ、えさ代の供給量を減らしているのではないか。それで減っているという見解が書いてありました。まさに本当に農家経営は、先ほど町長の答弁にもありましたけれども、経営努力が限界をいう、本当に限界だと思います。その中で来年から営農計画も始まりますけれども、これだけ肥料が上がった中で、どういう計画を立てていいのか、まさに考える余地があるのではないかと思いますけれども、今、えさ代を減らすと同じような原理で、これで我々畑作農家も肥料を減らしていいものかどうか、これが結局は悪循環を招いて負債だけがふえていく。本当にそれだけせば詰まった状態が農家の経営ではないのかと思っています。そのような中で町長に対して再度お聞きしたいのですけれども、こういう現状がどの程度確認されておられるか、お聞きしたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 どのように確認をされているかということでもありますけれども、先ほどご答弁を申し上げたとおり、農家の方々とお話する中で、ことし何とかなっても、来年の営農計画、どうやっても収支が合わないのではないかと、そのような言い方も聞かれます。私が思いますのは、生産資材費をただ単に抑制をして、経費をかけなくするという方法も一方ではあるのかもしれませんけれども、私としては農政の担当のころから、例えば言葉は少し違うのかもしれませんけれども、粗放的農業というような言葉もありました。経費をかけないで、収量も減るけれども経費をかけないで何とかやるというような、そういうものだったかというふうにも思います。ただ、農業者の方

々の思いというものを考えてみますと、いかに多く収穫をして、そしてそれをいかに高く売っていくかということに発展性といえます。農業の産業としての向上というものがそこにあるように思いますので、ただ単にやみくもに生産資材を減らせればいいというようなものではないのではないかと。ただ場面によっては過剰になっている部分もあるかと思いますが、そういった意味で土壌診断等しっかりとしていくという必要性もあるのではないかと。また酪農といえますか、畜産等の関係でありますけれども、私どもの町には町営の牧場施設等もあります。昨年から見て、今年は少し上昇ということではありますけれども、まだまだ面積から考えて入牧頭数に十分な余裕があるというようなことから、1頭180円、1日でしょうか、その金額の中でご検討いただければ、さらにそういう施設の活用というものも見直されてくるのではないかと。町として、そういうところをどうやってPRしていくかということも、課題かなというような感じをいたしているところであります。十分とは言えませんが、私も家では、私自身は携わってはおりませんが、農業にかかわっている部分もありますので、我が家の課題としても十分に重く受け止めながら、どのような形態というものを考えていけばいいのかということと一緒に考えているつもりではあります。ただこの中で十分そのところまで、まだご答弁できないのが、大変申しわけなく思っているところでございます。

◇議 長 3番、斎藤宏司議員。

◇斎藤議員 先ほど町長の答弁の中で、農家に対しての支援策は何かないのかということで、その中で、今、国でやっている原油価格や資材高騰の対策で補正予算を組むということが、今取りざたされていますけれども、先ほど町長のお話にもありましたけれども、衆議院の解散の雰囲気の中で、もしかしたらこの予算審議がされなくて大幅にずれ込むのではないかと思います。そのような中で、これから制度資金の償還が10月末から始まります。その中で実際には何らかの形で対策を練っていただけないのか、その辺を再度確認したいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 農業の振興資金というものを町の制度として持ち合わせております。実際の言葉ちょっと適切かどうか、新聞などでは対処療法というような言葉も書かれてあります。とりあえず、急場をしのぐというような意味かと思えますけれども、そういう中で、例えば国の施策の中では、中小企業の方々に対する資金供給というようなものの中もございました。我が町では、先ほど言いましたように、農業の振興資金という制度を持っておりますので、その中で最大限、それらを見直しを含めて活用していただける、そういう方策について担当課に指示も出していたところでもございます。農業関係団体ともこのことについては、私自身意見交換をさせていただいたこともありますので、そういった内容について、今後細部についてさらに詰めていきたいなど、そのように考えてございます。

◇議 長 3番、斎藤宏司議員。

◇斎藤議員 再度この支援策についてなのですけれども、先般、9月12日なのですけれども、上川管内の美瑛町で行政が購入費を助成するということが新聞に報道をされております。この中の報道によりますと、農家の化学肥料に対して一部を助成するというので、この町の農協に対して補助金額が3,150万円、一般会計で補正予算を組んだということが出ておりました。この内容を見ますと、袋肥料20キログラムで50円、単肥で33円の補正がついております。このような、具体的に行政がこういう形で示しているところもあります、農協で実際にやっているところもあります。行政としてどうお考えなのか、よろしくお願いします。

◇議 長 町長。

◇町 長 先日、担当職員とのこの問題についての協議の中で、本町における農業者の戸数はおおむね500戸。町が例えば5,000万円を用意して農業者の皆さん1戸1戸に例えば10万円ずつお配りをするということになると、町としては純粋に一般財源の持ち出し5,000万円ということになると、非常に大きな金額ではありますけれども、10万円を受け取られた農業者の方々は本当に、先ほどの言葉になりますけれども、対処療法として、そのことで急場をしのげるのかどうか、本当に価値のあるものになっていくことができるだろうかというふうな議論を、仮にはありますけれどもいたしました。その中では、今の、先ほど言った大きな金額の中で、そのことが十分な対応にはならないのではないかというような意見が大半でございました。私自身もなかなか難しいものだなというような認識をしたところでもございます。どういうふうに考えるのかというふうに聞かれますと、今時点としてでは、なかなかそういうような形だけでは、今回の困難なところを乗り越えていくというのは難しいと、そのように感じているところでございます。

◇議 長 3番、斎藤宏司議員。

◇斎藤議員 今、行政としての立場、お金のない状態でなかなか大変なことだと思いますけれども、一応基幹産業というもとに、何らかの形で対応は早急にしていきたいと思います。

最後になりますけれども、振興策はどういう作物があるのか、その辺が一番聞きたかったところなのですけれども、いろいろ土づくりとか、有機農法も一つの手なのかなと思います。今、堆肥がなかなか手に入りづらい時代になりましたけれども、そういう形での農法、あと、地産地消による、先ほど町長もありましたけれども、大空町のブランド商品の新たな開発、それは町長の答弁にもありましたので、もう一つは私のほうから一つお願いしたいのですけれども、去年から盛んに言われていますけれども、グリーンツーリズムということで、農家民泊、これ以上農家を減らさないでいた

きたいと思います。その中で年をとって農家ができない、でも何かはやってみたい、そういう農家もたくさんいるし、声も聞いております。その中でグリーンツーリズムに対して特区という考え方で推し進めていただけないのかどうか、確認したいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 振興作物ということになると、ある意味本町のような畑作を中心とするところでは、先ほど言いました、水田・畑作経営所得安定対策というところの網がかぶる作物がありますので、それ以外のものということで、必然的に野菜などというようなもの、もしくは非常に付加価値の高い薬効的なもの、そういうようなものが可能性として挙がってくるのではないかと、そのように考えております。こういったものについては行政が旗を振るのはもちろんでありますけれども、先ほど言いましたように、普及センターなど、技術的な支援もいただかなければなりませんし、その後の販売等々のことを考えますと、農業団体等とも十分連携していかなければならないと思いますので、そういったところと、さらに連携を密にしながら考えてみたいと、そのように思っております。また、グリーンツーリズムは前の議会等にもおいて、その必要性でありますとか、その効果というようなもののご意見を一般質問でいただいたところもございます。私といたしましては、どの程度そういうご要望があるかということについては、まだ十分把握はしておりませんけれども、具体的な会話の中で、そういうことに対する取り組みに興味を示されている方々がいるというのも承知をしてございます。これは農政課ではありませんけれども、商工観光課のほうに一般質問でご意見をいただいたときに、グリーンツーリズムについて取り組みを開始していくための相乗としての組織づくりというものが必要ではないかというふうに言われておりましたので、その音頭取りは行政がするべきではないかというような、ご提言もいただきましたので、今年度中にこの組織づくりについて指示をいたしているところでもございます。まだ具体的な動きには皆さん方のところで見えていない部分があるかと思いますが、今年度中にそういうようなものの議論を深めながら組織化していきたいというふうに考えてございます。また、長沼町などでやっている特区というのは、農家の方々が民泊といいましょうか、民宿として受け入れる、そのときの旅館業としての許可というのでしょうか、そのことを特区を申請をして、そしてその中で受け皿をたくさん確保していこうというようなことになっているのだというふうに私は認識しております。そのようなことから、このグリーンツーリズムのための組織づくりをした中で、その特区等について必要かどうかということについても、議論をいただきながら検討してまいりたいというふうに思っております。

以上、申し上げまして3回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 すみません。傍聴の方、言葉控えていただきたいと思います。
3番、斎藤宏司議員。

◇斎藤議員 昨年度は、ミートホープ、ことしは最近になって三笠フーズと、加工業者の不正によって、我々生産者の者が大変違うイメージで消費者に届いているのかなと。その中で、さらなる売れない、そういう状態が続いているのではないのかなと思っております。その中で、今後とも行政としても、そういう監視、今までは、昔は米に対しては食管制度がありまして、そういう形で監視していたのではないかと思います。そういう中でなかなかつくっても売れないものを、そういうものを実際に今トレーサビリティ、実は農家も実際に真面目な形で申請しております。その中で一つにカボチャみたい、せつかくつくっても、なかなかトレーサビリティとの関係で食えない作物もあります。そのような中で悪いですけれども、中国の餃子よりよっぽど安全だと思えますけれども、そのような中でもっと広い目で農家を見ますと、いろんなものがあるのではないかと思います。そのような中で、振興策については、いろいろな形で国に対しても訴えていただきたいと思います。

以上、終わります。

◇議 長 町長。

◇町 長 大変食の安全というところが脅かされておまして、そのことはその食を食される国民の方々に不安を与えている。またそれが生産する方々に対する圧迫感といひましようか、そういうようなところにつながってきている、不安感につながってきていて、地元生産物を提供している地域としても非常に怒りを覚えているところでございます。今、カボチャの関係が話題に挙がりましたけれども、カボチャに限らず、残留農薬ですとか、飼料添加物、動物薬品等の残留基準というものが設けられていて、その基準を超えると出荷できないというような制度になってきて、私どものような地域はそれを厳格に守りながらきています。中には、その基準をいうものが非常に厳しすぎるのではないかなというような声があることも承知をしております。昨今、道内でカボチャなどの例が報告されましたけれども、大空町においても67戸の農家で62ヘクタールのカボチャが生産をされておりますし、最近の緑黄色野菜のいろいろな健康効果というようなことも相まって、非常に引き合いは多いということにもなっているかと思います。けれども、カボチャについては、土壌中のヘプタクロルというものを吸収しやすいような、そういう食物でもあるということで、その基準が一定以上超えてしまいますと、処分をしなければならない。またいちいちそういうことについて、確認をしていかなければならないというような状況になっておろうかと思います。今年度、補正予算で出させていただいておりますけれども、JAが行いますこの検査についての補助事業等について、町の予算を経由していくということで予算計上をさせていただいたところであります。JAめまんべつの分については我が町から、またJAオホーツクの分については網走市からということで聞いてございますけれども、予算計上もさせていただいているところであります。先ほど言いましたように、その基準がどうであるかということについては、私どもから、なかなか十分、その判断をできるすべはないわけなのでありますけれども、私どもとすれば、そういう特質を持っている作物であるということから、そういうものを土壌から吸収しづらいよう

な、そういう新品種というのでしょうか、そういうものを何とか早く改良して普及させてほしいというようなことについて、呼びかけといいましょうか、要請活動などもしていきたいというふうに考えてございますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

◇斎藤議員 以上で終わります。

◇議 長 これにて斎藤宏司議員の一般質問を終了します。
次に、7番、坂本一光議員の一般質問を許します。

◇坂本議員 平成20年第3回定例会において一般質問をさせていただきます。

大空町総合計画の基本構想に安心、安全な地域社会の形成、また総合計画の柱の一つとしてあった福祉のまちづくりを掲げております。この目標達成に向けた一部の問題とし、地域医療について現状及び課題、また課題解決に向けた方策について行政の考えをお伺いし、広く住民の健康維持、医療、介護に関してこの町に住む上で少しでも安心につながることを期待するものであります。また、この分野でも行政と住民が情報を共有することにより、よりよいまちづくりにつながればよい、つながってほしいと思うものであります。

次に、4項目についてお伺いいたします。道内はもとより、全国的にも医療過疎の問題が取りざたされております。大空町の現状についてどのような認識を持たれているのかお伺いいたします。

2点目、本年3月に平成20年度より5年間にわたる大空町医療計画が示されました。行政として作成した計画について住民としてどの程度認識していると思われるのか、また大空町に住む上で医療全般について安心を実感でき得るものなのかどうか、その辺の所見をお伺いしたいと思います。

3点目、大空町は多くの2次医療、3次医療を他市町に依存しなければならない現状にあります。今後の課題と対策についてどのように考えておられるかお伺いいたします。

4点目、女満別地区においては民間医療機関に対して運営補助金を交付しております。平成21年度満了となる予定ですが、それ以降はどのように考えておられるのかお伺いいたしまして、1回目の質問とさせていただきます。

◇議 長 坂本議員の一般質問中ですが、ここで昼食のため休憩します。
再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時48分

再開 午後 1時00分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を続けます。
7番、坂本議員の質問に対する答弁を求めます。

町長。

◇町 長 坂本議員からは、地域の医療に対するご質問をいただきました。私どもの置かれている地域における医療の課題等含めましてご答弁をさせていただきたいと思えます。

大空町は、町として1次医療圏域ということの位置づけをされております。その中に基幹病院であります女満別中央病院、また私どもが持っております東藻琴の国保診療所、そういう医療機関をもとにこの1次医療圏を確立しているところでございます。2次医療圏といたしましては、北網の地域、ここの地域センター病院は網走厚生病院が指定されております。第3次医療圏は、オホーツク地域網走支庁管内全域で、この場合は北見赤十字病院が指定をされていると。そういう中で行政と公的な医療機関、また民間の医療機関、そういったところと連携を密にしながら、予防から高次医療まで一貫した医療供給体制の確立を目指して対応させていただいているところでございます。1次医療圏の役割を担うということが地域の中における大きな役割の一つというふうに思っております。そういったことでは東藻琴の国保診療所、また女満別の中央病院、そういったところ、両機関の連携、さらに行政との連携というものを密にしていく必要がありますし、先ほど言った2次医療圏、3次医療圏との近隣の市町村との情報交換や協力、そういうことを行いながら、補完をしながらこの地域全体として医療の確保に努めてまいりたい、そのように考えているところであります。

町には大空町の医療計画というのがありますけれども、まだまだ町民の方々に広く一般には浸透していない部分があるかと思えます。断片的な形で広報等でPRをするというような程度に今のところはとどまっておりますし、まだまだそれも十分のところまでいっていない、そのように認識をしております。先ほど申しましたように、1次、2次、3次医療圏がございまして、小さな市町村としての大空町だけで十分町民の方々に満足がいく医療を提供できているかということでは、そうっていないというふうに思えます。地域、もう少し大きな広がり圏域として医療を提供していかなければならないと。町に医療計画がありますように、北海道の医療計画というものもあります。また、新・北海道保健医療福祉計画というものも立ち上がっておりますし、北海道のへき地保健医療計画というものもあります。そういった中で1次医療圏、2次医療圏、3次医療圏の連携の中で地域の医療を確保していこうというような形になっておりますので、我が町といたしましてもそういうもの等を位置づけながら町民の皆さんの安全、また安心の確保に今後も努めていきたいと、いかなければならないと、そのように考えているところであります。

医療計画、先ほど十分町民の方々に医療計画という形ではお示しはなかなかできていないということでありました。しかし、現状私どもの地域の抱えている医療の課題ですとか、現在の体制がどのようになっているか、また医療制度がどのようになっているか、そういうことを住民の皆さんに周知をしたり、また医療費の高騰を抑制するためにどのような受診がいいのか、そういう啓発活動等もしていく必要があります。今後とも機会をとらえながら要点を絞って、そして住民の皆さんにその医療計画の考え方というものを今後も広報してまいりたい、そのように考えているところであります。

す。議員のご指摘にもありましたように、我が町だけでは医療は十分ではなくて、近隣の市町に依存しているところがあるのではないかとことでありましたが、それはもちろんであります。

また、1次医療圏における私どもの地域の医療機関そのものも大変いろんな課題を抱えている部分がございます。民間の病院であります病院の女満別中央病院につきましては、医療制度が改正された後、医療区分制度の導入によりまして収入が減ってきているという現状がございます。また、看護師等が不足をしている、さらに医師の不足を過疎地域特例で診療報酬の減算に適用するというような手法もとっておりますので、さらに収入が減ってきていると。そういう意味では、民間医療機関として経営環境が非常に厳しくなっている。地域において安定した医療を供給するためには、経営の安定が大きな課題になっているということが言えるかと思います。医師の不足というようなことは、その1次医療圏の私どもの地域だけではなくて、2次医療圏、3次医療圏でもそういう大きな課題が出てきております。医師の不足といいましょうか、地域偏在ということが大きな課題かと思います。北見のセンター病院、日赤病院や例えば紋別の道立病院、北見の道立病院なども医師が急激に退職をするというようなことで2次医療圏、3次医療圏の役割等について対応できない場合が出てきている。まさに地域医療の崩壊につながる、そういうような危機感を地域全体として持っております。そのため、ことしの9月、提唱されたのはもっと早いのですが、オホーツク圏域として広域医療対策協議会というものを設置してございます。これは、北海道、網走支庁でありますけれども、北海道、さらには北見、網走、紋別の各市長、議長、さらには町村会のメンバー、また町村議会議長会の方々、そして医師会など、そういった方々でもって構成をしてございます。地域医療の厳しい実態を国に訴えていく、このことは管内の開発期成会でも行っておりますけれども、この広域医療対策協議会で主体的に行っていこうということにしてございます。また、病院や診療所の連携、そういったものを地域内でしっかりとネットワークを構築して地域内の医療を支えていく。さらには、このごろ表現としてどうかとは思いますが、コンビニエンス診療というような言葉もあります。住民の方の診療に対する意識というものもしっかりと啓発していかなければならない、そういったことをこの協議会の中で取り組んでいこうというようなことになってございます。

また、私どもの町は民間病院ではありますけれども、女満別中央病院に主に建物の関係、取得、その借り上げ等の関係で補助金を出してございます。債務負担行為をしてございますけれども、現状の予定でいきますとこれが21年度で終了するというようなことになってございます。現段階でその後どうするかということで明確に今の時点でご答弁させていただける状況にはありませんけれども、この中央病院が担っているいろいろな役割、そういうようなところからかんがみまして、さまざまな角度からご意見をいただき、また状況を的確に判断して今後考え方をまとめていきたいというふうに思っております。

ただ、私どもで今国等に要望していることの一つとして、民間病院に対する交付税措置、例えば交付税措置や過疎債等の対象にするということについて要望をしているところであります。昨年からは準公共病院と言われる赤十字病院や厚生連の病院などに

については、自治体病院と同じように交付税措置等が認められた経過があります。しかし、私どもの町にはそういった準公共病院ではなくて、あくまでも純粋な民間病院ではありますけれども、町としてのいろいろな支援をしている。今後施設ですとか医療機器等を整備する際に、町がそういう民間病院であっても地域の基幹病院、中核病院として補助等をした場合については公共病院と同じように交付税の措置、また起債の対象とするような、そういう制度をしながら地域の医療を国としても応援してほしいというような要望活動をしておりますし、今後もそのことについて国に対してしっかりと要請はしていきたいと、そのように考えているところでございます。

今地域の中で各市町村何が大きな課題かという中で、必ずこの医療の問題というのが挙げられてきているわけであります。小さな地域ではありますけれども、私どもの地域においても大きな課題であると認識をしながら、今後さまざまな方々にご指導いただきながら、この地域の医療というものを確保できるように今後とも取り組んでまいりたいと思いますので、今後ともご指導いただきますようによろしくお願いを申し上げ、1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 7番、坂本一光議員。

◇坂本議員 現状についていろいろご答弁をいただいたところであります。答弁の中にもありましたが、現在2次医療機関としての厚生病院、3次医療としての赤十字病院なんかにおきましてもいろいろと医師不足というのも町長の答弁の中にごございました。そういったことで現状としては、それほど大きな問題点として住民の医療にかかわる不安材料としては余り目立った現状ではないのですが、やっぱり他市町の医療機関の休診等によって、もう既に例えばウマチ、膠原病に関しては治療のために札幌に転居せざるを得ないというような現状も出てきておりますし、いろんな地域にあつては患者さんそのものがいろいろご苦労されているというのも徐々に目立ち始めてきているのが現状であります。ですから、今答弁にありましたけれども、広域の医療対策協議会を立ち上げていろいろ検討をするなり要請活動をしていくということなのですが、あくまでも人頼みというようなことにならざるを得ないのかなというようなことがあります。この地域よりも例えば紋別市あたりでしたら、本当に今医療に対する困難というのが顕著にあらわれておりますし、救急車で搬送する場合にも名寄、旭川まで走らなければならない、地元に残る救急車がないので、遠軽町から借りているというような話も聞いておりますし、いろんなところで地域医療の改善に向けた運動が立ち上がりつつありますし、全道のネットワーク化を進めているところもこれから形になっていくのしょうけれども、そういう立ち上げを考えているグループもあります。市町村議員の中での議員連盟なんかも立ち上がっているように聞いております。そういった中で意外と健康な人というのは余り用事ないものですから、病院に対して、医療に対して用事ないものですから、ぴんときないのですが、やはりその当事者になった場合の困難というのがなかなか健康なうちは伝わってこないというところもありますので、その辺の認識を十分に持たなければならないのかなと、そんなふうに思っています。

この広域医療対策協議会を通じながら今の2次医療、3次医療を他市町に依存する内容のものの質を落とさないような要請はするということなのですが、これが実際どのような形で実を結んでいくのか、やはりこれからやるのだよということについてはちょっと不安なところもあります。そういったことを地域住民にどう現状を訴えながら対処していくすべ、こういったことをこれからどのように町として、大空町として住民に対して伝えていくのか、その辺の具体的な方策、考え方があれば伺いたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 地域全体の課題とはいいいながら、その地域が持っている課題の状況というのは少しずつ違ってきているように思います。先日網走厚生病院の運営委員会というところに参加をしてきましたけれども、網走厚生病院としては医師不足というような状況に今時点では陥ってはいないと、ある程度目安となる医師の数は確保できているというような状況があります。ただ、近隣の市町村から搬送される2次救急の対応に非常に四苦八苦をしているというような状況の報告もありました。運ばれる患者さんの4割が軽度の患者さんで、本来1次医療のところで何とかお願いができる、そういうようなところではなかったのかというような課題もあるようであります。また、北見市の日赤病院のように内科の先生方が非常に多くいなくなってというようなことで、そのことは北見市内はもちろん、私どもの町の例えば膠原病ですとかリウマチですとか、そういった患者さんたちのところにも影響が出てきております。そういった方々、例えば北見から小清水の日赤の病院のほうに転院をされてというような方の事例も伺っております。そういう医療機関の状況によって少し異なるのかなと。紋別の例も今議員のほうからご紹介がありましたけれども、紋別でなかなか1次医療としての対応ができかねるということで、遠軽の厚生病院のほうにその役を担っていただいている部分が多いというような事例もあります。しかし、遠軽の厚生病院も非常に負担が大きくなってきていて、本当に十分対処できるのかというような不安も抱えているというようなことであります。そういった中で先ほど言った医療の広域の協議会、そういう器はできましたけれども、いろいろな地域の実情が微妙に違ってきています。ただ単にその中の構成員の一員として全体のところの意見に従うというだけではなくて、私どもの町の実情も訴えて、その中でしっかりと意見反映ができるように努力していかなければならないと思っております。先ほどお話をいたしました民間病院に対する交付税の措置ですとか起債の措置、こういったものを考えてみますと、大きな市あたりでは民間の病院が非常にたくさんあって現実的ではない対応かと思えます。しかし、私どものように地域の中にある病院が唯一無二の民間病院だということであれば、公的な病院であれ、民間の病院であれ、役割を担っていただいている部分については変わりがない。町としてのある意味支援も必要な場面があるという中では、そういうような方法での国としての支援もあるべきではないか。そういうようなこと声を上げながら、全部が同じではありませんので、その地域の実情をそのところでまず皆さんにご理解をいただいて、国に対する要望活動につなげていく。ただ、1つの町村だ

けの声ということではなくて、この圏域全体の声にまずその地域の実情をアップさせて、そしてその中で国に対してまた要望をさせていただくというような形にできていければなと、そういうふうな思いで参加をしています。医療というのは、いつどこでどういう形で崩壊につながっていくかわかりませんので、先々を少し見据えながら皆さんからお知恵をかりて先々の手だてというものを考えていかなければならないと、そのように強く思っています。

また、地域の方々との話し合いの中で、昨年度になりますけれども、地域の懇談会といひましようか、ふれあいトークなどで参加したときにも地域の医療に対する要望というものが地域の皆さんからございました。ただ、私が受けていて率直に感じたのは、本当に医療機関がなくなるという、そういう不安ではなくて、何とかもう少し質を改善してほしいとか、こういうところにもう少し配慮してほしいというような要望が多かったかと思ひます。ですので、まだまだそのほかの地域のことも、私どもの地域のことも十分に状況として伝わっていない部分というのがあるのかなという思ひもいたしました。そういった意味では、先ほど言ひました地域の課題、そういうところも赤裸々に町民の皆さんにお示しをしながら、そして一緒になって考えていただく、そういうことにしていかなければならないなというふうに思ひています。町が持っています1冊の医療計画を単に町民の方々に配布をするということだけでは、その意図というところは伝わっていないのではないかと思ひますので、どこに視点を置いて何を伝えたいかということにポイントを絞ひまして、今後集中的に医療問題について町民に投げかけていけるような、そんなことを取り組んでいきたいなというふうに考えておりますので、今後ともそういう視点からまたご指導いただければありがたいと、そのように思ひます。

◇議 長 7番、坂本一光議員。

◇坂本議員 住民の意識にどのように浸透させるか、こればかりでなくていろんな面でもそういう部分なのですが、やはりよく聞かれるのがある程度高齢になって住むのであれば病院に近いところが第1条件に上がってくるのです。何かあったときにすぐ病院にかかれるというのが高齢の方の話の中でよく聞かれます。その中で今町長の答弁にもありましたけれども、2次救急でわざわざ、例えば大空町ばかりではないかもしれませんが、4割の方が違う地域から2次救急患者として運ばれる、その中でももう少し、1次医療で間に合う部分があるのではないかというような話もありましたけれども、その辺についてもその原因が何なのか、1次医療機関に対する信頼の問題なのか、内容的にとりあえず大きなところに運んでくれみたいな話で行っているものなのか、そういった具体的な問題があると思うのです。ただ、問題は、さっきもコンビニエンス診療の言葉にもありましたように、時間外ですとか、勤務医のいない時間帯に病院に行くだとか、それから繰り返しになりますが、さっきの2次救急、2次医療に対しての救急車を要請するというようなこともやはり住民の意識が一番の問題だと思うのです。それが特殊な病気は別にして近くの病院にかかりたくないとか、あそこには行きたくないとか、もしそういうことが原因であれば、その辺のものも信頼で

きるものに改善を要求するといいますか、要望していくというか、そういったことの手だても必要なのではないかと。住民にも周知、理解してもらうことも大事ですし、医療機関に対する要請も必要になってくるのではないかと、そのように考えますが、それについてはどのようにお考えか伺いたいします。

◇議 長 町長。

◇町 長 先ほど私答弁の中でちょっと舌足らずといいましょうか、誤解を招くような言い方になったのではないかと、思ってちょっと反省しているのですけれども、もう一度ご答弁させていただくと、網走厚生病院に救急で運ばれてこられる患者さんの4割が軽症患者だと、中には担架で運ばれてといいましょうか、くるのですけれども、その後すぐおりて歩いて入ってくるような、そういう元気な方もいらっしゃるというような報告を受けました。網走厚生病院は、網走市内の1次医療としての救急と、それから網走市内の2次、もしくはその周辺2次医療圏の2次の救急というものを受けていて、その全体として4割ということであります。1次医療の方もその中には入っているということでご理解をまずいただきたいと思います。

ですけれども、先ほど言ったような状況も非常に見てとれると。そこには、やはり地域といいましょうか、の中で医療にかかる方々のやはり認識の不足というものがあるのではないかと、いうふうに病院側としては押さえているというようなことであります。一方、地域と救急病院、医療機関とを結ぶ救急の役割というものの中にはありますので、そういうところで各市町村の協力要請というようなものもございましたけれども、救急とすればそのところで医師と連絡を取りながらある程度の判断をしながら医療機関、どこに搬送するべきかというようなことも行います。また、かかりつけの医師がいるかないかというようなこともその運ぶ先の選択肢の中で必要になってくるかと思えます。ただ、先ほど言いましたように、どこかにかかりたくないとか、あそこが嫌だとかというような話の報告といいましょうか、内情が多いのだというようなことについては聞いてはおりません。やはりかかる方の意識の問題だろうと。先ほどそういうようなことも含めて町民の方に周知をしていかなければならないというような話をいたしました。ただ、これも場合によっては、受け取られ方によっては余り救急車を使わないでくれと言っているようにとられると、また本来のところと違う趣旨の形で伝わってしまうというようなことも心配する向きもあります。上手に現状を伝えながら、そのご利用いただく方々の意識というものをやっぱり高めていただく以外にはないのではないかと思います。先日も私、町の中を朝方歩いておりましたら、女性の方に呼びとめられまして、ご主人が立ち上がれないと、救急呼んでもいいでしょうかというようなことで声をかけられたことがあります。何でですかと聞くと、その程度で呼んでも大丈夫なのでしょうか、来てもらえるのでしょうかというようなご心配をして声をかけてくださった方もいらっしゃいました。これは、今言われていることの報道を見ながら、自分でなかなか判断が難しいなと思われたのだなというふうには思いましたけれども、そういうようなことも含めてしっかりと伝えていく、本当のところを理解いただくということの難しさというものがあるかと、そんなふうに私

自身も感じたところではあります。そういうような事例をいろんなところで紹介していくことで住民の皆さんに周知できるように、これは努めていかなければならないなと改めて思ったところでもあります。そういうような視点から、いろんなPR活動を今後十分させていただきたいと。そのことが予防にもつながっていくのではないかと、いうふうにも思っておりますので、今後とも努力させていただきたいと思います。

◇議 長 7番、坂本一光議員。

◇坂本議員 患者さんの啓蒙啓発という部分についてなのですが、医療計画にのせられている数字見ますと、医師、看護師の数は足りないのですが、保健師さんはまあまあ間に合っているのかなと、そのように解釈したところなのですが、保健師さんの活動を通じていろいろそういった啓蒙啓発に努めていただくような努力もこれからは必要なのではないかなと思いますし、今事前の予防に力を入れている現状にもあります。それがいろんな分野にわたりますけれども、食べ物から入ったり、いろんな運動を推進したりというような幅広い形で予防につながる部分もあろうかと思います。これは、単純に文章を流しただけで皆さんが取り組めるわけではない。やはりマン・ツー・マンで直接話ししながら、いろんなものに気をつけていただく、取り組んでいただくということの努力も必要なのではないかと思うのですが、その辺についてはいかがなものでしょうか。

◇議 長 町長。

◇町 長 保健師、町に籍を置いている保健師の数もまだまだ十分とは言えない状況にあります。また、先ほど言いましたように、医療計画をペーパーでお示しをしても、具体的にどんな活動を町民の方がすればいいのか、そのことがすぐわかるような内容にも正直なっておりません。やはり病院ではもちろんでありますけれども、地域の住民の方々のところに入っていく、相談を受ける保健師ですとか栄養士、そういった者の事前の取り組みというのが非常に大きなウェイトを占めてくるようになるであろうと思います。また、国もそのことを考えながら、特定健診の向上率のアップや特定の保健指導というものを十分にやっていくようにというようなシフトにさらに切りかえてきたというふうに思っております。また、それも単に通り一辺倒のものという形で流していくということだけではやはり効果というものは伝わっていかないだろうと。今町民の方何人かにお願いをしながら、ある一定の期間保健師の指導のもとに体質改善等に取り組んでいただく、その結果を例えば広報などで紹介をさせていただいているコーナーもあります。そのことは、それを見た方はもちろんですが、実践された方々が地域の中でいろんな機会にこういうような取り組みをやってこうだったということとさらに周りの方々に伝えていただける、そういう効果もあるのではないかと、いうふうに思います。数は限られてきますけれども、単にペーパーだけで配ると、いうようなことだけではなくて、そういうことの積み重ねというものが大切になってくるであろうというふうに思っております。そういうような取り組みもさらに努力を

しながら積み重ねてまいりたいというふうに思いますので、ご理解いただければというふうに思います。

◇議 長 7 番、坂本一光議員。

◇坂本議員 一生懸命頑張っていただきたいと思います。

それで、先ほどこちっと聞き忘れたのですが、広域医療対策協議会、これに対して今いろんな広域医療に関する文書なんか見てみますと、医療機関同士の連携、ネットワークが十分にとれているのかどうか、まずそれが効率的な医療を行う上で、広域医療を行う上で重要な点ではないかということが指摘されております。この広域医療対策協議会の中身に入りますけれども、中についてはこういった医療機関同士の連携、ネットワークはどのような形で位置づけられているのかちょっとお伺いしておきたいと思います。

それから、運営補助金に関してはこれからいろんな部分で21年度以降考えていくというようなことがありますし、医療計画の中でも基幹病院への支援ということで、町が計画するサービスの一翼を担う場合、町は予算に定める範囲内で助成を行いますという、とりあえず5年間の計画の中には文章として入っております。その中で、ある住民の方がお話をしてくれたことの中に、現在女満別中央病院へかかっても行きたびにお医者さんがかわっていると、町で補助金を出しているのだから、その辺の指導はできないものなのではないでしょうか、かかりつけ医的なある程度安心して通院できる体制にならないものだろうかというようなことを言われた経過があります。この辺については、町と病院との関係の中ではどのような関係になっているのかお答えをいただきたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 まず、先ほどのオホーツク圏広域医療対策協議会というような名称になりましたけれども、そこでの目的の一項目に救急医療体制、地域医療の連携というようなことについて目的の所掌事務の一つの中に書かれております。先ほど言いましたけれども、どこの地域においても例えば3次医療圏の中核センター病院であっても結果的には1次医療、2次医療がしっかりしていなければ3次医療だけですべてを担っていくわけにはいかないと。また、1次医療圏の私どものような地域においても、かかりつけ医としての役割は担えたとしてもすべての高度医療までを担うわけにはいかないということから、圏域全体として医療機関のネットワークがなければ十分機能しないということは当然の認識でおります。そういう中では、行政はもちろんなのですが、医療機関同士の紹介というようなことも緊密に行われていっておりますし、今後もさらにその割り振りの仕方というものを考えていかなければならないというような内容になってございます。先ほども申しましたけれども、先日の網走厚生病院の運営委員会の中でも報告の資料の中には、どこの病院から紹介を受けて2次医療として医療を提供したのか、さらに網走厚生病院からどこの病院に対して紹介をしてさらに

高度な医療機関につないだのかというような報告の数字もあります。年々そういった件数がふえてきている現状を見ますと、そのネットワークというのが広がりを見せているというふうに考えております。この中でそういうようなことをさらに行政も確認しながらつくれていけばいいのではないかと、そんなふうに今考えてございます。

また、町の民間病院、中央病院に対する補助金の関係でありますけれども、中央病院には現在一般病床が42床、療養病床が40床ということで82床がございます。身近な地域の病院としてご利用いただいております。先ほど言いましたように、経営の環境というのは大変厳しいというふうに承っておりますが、いろんなご努力をいただいております。地域の療養病床という意味では、老健施設ですとか特別養護老人ホーム等の枠といいましょうか、こちらのほうも限りがあります。いろんな意味でそういった福祉の分野とも連携をしながら、その受け皿となってくれていることも事実であります。今後先ほど言いましたようにいろんなご意見を承りながら、そしてまたその状況をどのように判断をしていくかということとで今後の対応というものについては考えていきたいと思っております。現在行っている補助については、建物を新築した際の当初の協定に基づいて、名称は少し変わっておりますけれども、基本的には建物に対する助成という意味合いが非常に強くなっておりまして、それに基づいて交付させていただいているという状況でございます。

また、具体的な例といたしまして、医師の方々がたびたびかわるということとあります。これは、先ほど常勤医師を確保する難しさというところから、なかなか常勤の医師の確保が難しかったと、その中で派遣医を求めるというようなことから、かわってきていたというような実態かというふうに思います。どこの市町村のいろいろな民間も公立的な病院も含めて常勤の医師を確保するというのは、大変な苦勞であります。先ほど言いましたけれども、まだそうやってでも医師が来ていただけているうちは何とか診療ができるわけでありましてけれども、それも来ていただけないという地域が現実として出てきていると。そういうことも町民の皆さんにある意味お知らせしていかなければならない一つではないかなというふうに思っております。1次医療圏では、かかりつけ医ということがいいのではないかというふうに言われておりますので、何とか常勤の医師をとということで女満別中央病院には私どもも一緒になって医師確保に向けて動くこともやぶさかではないと、どうでしょうかということでお話を申し上げた経過もございます。しかし、民間の中で常勤の医師ということになれば、その医療体制のスタッフの一員として仕事の面ではもちろんですけれども、公私ともに意思の疎通をしながら一緒になってこの地域で医療活動に当たっていかねばならない。そういった意味では、民間としてももう少し現在の医療スタッフと親密にやっていける、そういう視点も持ちながら医師の確保に当たってみたいということで民間に、中央病院にその旨を一任をしていた部分もございます。そういった中でこの9月から内科の医師が常勤という体制で配置されるということで、先日わざわざ役場のほうにも足を運んでいただいて少し懇談をさせていただきました。ずっとずっとこの地域で住民の皆さんの医療を確保していったほしいということで、改めて要望させていただいたところでもございます。そういうことで、今毎回のようにかわるようなご指摘もありましたけれども、今後常勤の内科のお医者さんがいていただけるということとあります。

ので、そういった部分については改善されていくのではないかというふうに思いますので、今後とも見守っていただければというふうに思います。

◇議 長 7 番、坂本一光議員。

◇坂本議員 いろいろお尋ねしてまいりました。今の答弁の中で医療機関同士緊密な連携はとれているというような話だったのですが、例えば厚生病院の例として今答弁をいただいたわけなのですが、民間病院との連携というのがこれまたちょっと課題として残っているのではないのかなというふうに思います。網走にしても美幌にしても個人病院が数多くありますが、その辺も含めたもうちょっと緊密なネットワークづくり、病院同士の、医療機関同士のネットワークづくり、これも行政が関与しながらそれも住民に周知徹底していくというようなこともあわせてこれからやっていただきたいと思います。

また、補助金のあり方についての部分なのですが、ある程度お任せをしていた経過があるということなのですが、やはり基幹病院として、行政として基幹病院と位置づけているわけですから、もう少し内情に、民間病院ですから限界はあると思うのですが、やはり地域の医療ということで公のことを担うわけですから、こういったことはかなり立ち入った形での指導もあわせて今後続けていっていただきたいというふうに思います。その辺いろんな方面で大空町に住む住民として医療に関しては安心できるという体制がもしあったとすれば、知らない人も多いわけですから、そういったことも啓蒙啓発も含めた中でいろいろ総合的にご努力をいただきたい、そのように申し上げて一般質問を終わりたいと思います。

◇委 員 長 町長。

◇町 長 民間の医療機関と民間の医療機関の連携というものも私はある程度行われてきていると思います。例えば網走市にある脳神経外科、美幌クリニック、そういったところにも女満別中央病院からの例えば転送ですとか、そういったものも数多くありますし、そういった意味ではいろんな医療機関同士の連携というものもあるかと思っています。ただ、そこにまた行政が介在しながら、こういうネットワークという組織を使いながら、さらに深めていくという必要があるだろうというふうに思いますので、その点についてもこの協議会の中でどういう形をとっていくのか、今後見きわめながら、さらにそういう視点も大切だということを訴えていきたいというふうに思います。

また、先ほど補助金を出していながら余り深くかかわっていない、任せていたというような言い方に言われましたけれども、そのことについては医師の確保ということについて任せていたという現状であります。もう少し具体的な言い方をすると、町がもし医師を連れてきたということになると、民間の病院としてはなかなかお断りをするわけにはいかないと、その方の人となりということも一緒に医療活動をやっている中では必要なことであるというようなことから、本当に手助けが必要な場合についてはお願いももちろんいたしますけれども、もう少し私どもの努力の中で探させてほし

いというような話を受けて見守っていたということでございます。そのほかについては、行政機関と医療機関というのは地域の安心を培っていくための両輪の部分もございます。そういった意味では、民間といいながら私どもの医療計画における中核病院という位置づけ、基幹病院という位置づけをしてございますので、いろんな情報交換を進めながら対処していきたいと、そんなふうに思っております。そういう体制ですとかいうようなことについては、まだまだ町民の方に十分お知らせできていないところもあります。民間の病院とはいいいながら、町民の多くの方は町営の病院というような意識をお持ちの方もいらっしゃるし、ある意味そういう性格も持っています。そういうことをきちっと今後も伝えながら、地域の医療体制の確保というところで町民の方と一緒に、また議会の皆さんにご指導をいただきながら進めてまいりたいと思いますので、今後ともご指導いただきますようによろしくお願いを申し上げます。

◇坂本議員 終わります。

◇議 長 これにて坂本一光議員の一般質問を終了します。
ここで10分間休憩します。

休憩 午後 1時48分
再開 午後 1時58分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。
一般質問を続けます。
次に、15番、榎原達也議員の一般質問を許します。

◇榎原議員 それでは、平成20年第3回大空町議会定例会に当たり一般質問をさせていただきます。

まず第1に、原油高騰における対策ということで、9月ももう下旬を迎え、日中は暖かい日が続いていますが、さすが朝晩はめっきり涼しさが増してきました。収穫の秋で楽しみな実りの季節でもあり、丸ごとおいしい季節を迎える大空町でもあります。原油高騰による石油、飼料、穀物が手に入らなくなって安いはずの外国産が高くなっております。食糧事情も急激な変化をもたらしているし、この先どうなるのか、一方ではキャベツは採算が合わないといって緑肥にしたり、一体この世の中はどうなっているのかなというふうに思っているこのごろです。

ところで、灯油も昨年に比べ大幅に値上がりしていますが、福祉灯油は今年はどういうふうにするのかお伺いいたします。

また、一般町民も暖房用灯油が毎年値上がりすることに大変困っておりますが、そればかりではなく石油価格の安定的な供給が不可欠であります。政府に対して石油製品の具体的な抑制策を訴えていただきたいと思いますと思いますが、お伺いいたします。

2番目、副町長の交代勤務についてです。広報の町長室だよりの中に今月の総合支所勤務日のお知らせが記載されております。町長みずから率先して勤務し、多数の職

員も旧職場と違ったところに勤務しているように見受けられます。ナンバーツーの方も交代勤務をしてはいかがでしょうかということです。

3番目、女満別地域の法務省用地について。網走市大曲の法務省用地は、払い下げてもらって今はすばらしい市民の憩いの場所になっております。大曲湖畔園地となつて、先日はヒマワリ大迷路が完成し、開放され、多くの市民が訪れております。大空町は、あの広大な面積503ヘクタールの法務省用地を将来どのようにしたいと思っているのか伺いたします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

◇議 長 町長。

◇町 長 樫原議員の一般質問にお答えを申し上げたいと思います。

1点目の原油高騰における対策、福祉灯油等についての考え方であります。昨年から原油価格がどんどん値上がりをして、灯油なども昨年から見ると30円程度、率にして30%程度の価格上昇ということで産業面はもちろんでありますけれども、生活の各種物価、簡単に言いますと燃料の灯油等において経済的な負担が各家庭を襲っていると。ましてや北海道、冬期間にこれから向かうわけでありまして、昨年以上に価格上昇の中で厳しいものになる、そのように推測をしております。平成19年度は、低所得者の方々に対して1世帯当たり灯油で90リットル、金額に換算して約9,000円程度助成する福祉灯油事業というものを実施したところであります。昨年は、333世帯の方々がこの事業をご利用されております。20年度におきましても9月の庁議の際に福祉灯油の事業について、実施について検討を指示したところであります。また、国でも8月の29日に緊急総合経済対策ということで、その方向性といましようか、骨子を打ち出しましたし、北海道においても原油高騰対策のための関係経費の補正予算がこの9月の定例会で盛り込まれるというような内容になってきているかと思ひます。また、その中には市町村が実施する福祉灯油制度への支援というものも盛り込まれているというふうに聞いてございます。管内の市町村におきましても既に実施を決めているところ、現在検討しているところ、多数ございます。9月19日の北海道新聞では、7市町で予定をしているというような報道もございました。私どもの町もこの福祉灯油事業の取り組みができるようにということで、細部について検討をし始めたところでございます。昨年の事例から対象世帯の範囲ですとか、助成の方法、また周知の方法、そういったものを十分に検討しながら成案に向かって検討していきたいと、そのように考えているところでございます。

しかしながら、毎年このような状況が続くのかということになると非常に大変なことであります。何とか抜本的な対策を打ち出さしていただき、この原油価格が下がっていくように、また地域とすれば石油製品等だけで燃料をといいましようか、暖房を、そういったものを得るといふところの構造から少し脱却していかなければならないというふうにも思ひます。そういった意味で抜本的な対策を国や北海道にも要望していきたいと、そのように思っております。管内の総合開発期成会等でも要望しておりますけれども、そのほかでも今後要望してまいりたいというふうに思っておりますので、

ぜひともご理解を賜りたいと思います。

次に、副町長の勤務についてでございます。私のことについても少し触れられておりましたけれども、私は現在月に3日ほど総合支所勤務ということで広報に掲載をしながら勤務をしている部分がございます。そのほかでも行事ですとか、そういうようなことで東藻琴地区で執務をするということは数多いわけでありまして。一般の職員でございますと、全体で27名がお互いの地域から総合支所へ、また役場へということで通勤している状況にあります。女満別から東藻琴へは10人、東藻琴から女満別へは17人というような状況でございます。副町長でありますけれども、この職務の分担につきましては副町長の事務分担に関する規定というのがございまして、濱名副町長は女満別地域と対外的なこと、八重樫副町長については東藻琴地域にかかわるというものを実行的に行うということで分担をしているわけでありまして。しかしながら、実態はといいますと、先ほど言いました地域性にかかわる課題もありますし、またお互いの得意分野もありますし、私が直接いろいろなものを指示する部分もあります。そういったようなことで、お互い両方の地域を行き来しながら実態把握や課題処理に当たっているというのが実態でございます。特別職ですので、ここが勤務場所というような、そういう固定的な概念というのは私自身は余りありませんで、縦横無尽に行き来しながら業務に当たってもらうということが原則であろうと、そんなふうにご覧でございます。人事に関してのご意見でもあります。趣旨については十分理解しているつもりでもありますので、私なりに町民のためになる形というものについてさらに考えながら対処していきたいというふうにご覧でございます。

次に、法務省用地でございます。私のうちのすぐ近くでありますけれども、過去にもこの法務省用地の活用といいましょうか、それに向けた動き等もございまして、旧女満別町時代にも樫原議員からご提言をいただいたこともあります。まず、そのことを少しばかり経過を含めてお話をさせていただきたいと思っております。昭和55年でありまして、住吉地区の期成会から農地開発の対象地としてここを払い下げてもらうわけにはいかないだろうか、そういうような要望がありまして、当時女満別町から網走矯正管区及び網走刑務所へ陳情書を提出した経過にあります。昭和59年にも町長と農業委員会会長名におきまして網走刑務所へ陳情を行った経過がございます。この昭和55年から60年ぐらいまでという時代は、農作物の価格が徐々に上がってきている時代でもあり、当時の女満別町としては非常に農地造成の機運が高まっていた時代でもあります。町内はもとより町外に山林を求めながら、そしてそれを農地開発をして農地造成をしていくというような時代だったかと思っております。そのようなことから、こういう要望もあったというふうなことであろうかというふうに認識しております。ただ、500ヘクタールほどある法務省用地のうち、実際的に図面などから見て農地として可能な面積は200ヘクタール、残りの300ヘクタールは勾配などもあり、なかなか難しいのではないかとというふうに言われておりました。網走刑務所のほうでは、払い下げをするとした場合については一括での払い下げと、さらに買った場合についても造成に時間がかかり、それを順次農地として払い下げていくにはかなりの年数がかかる、それだけを持っていくにはなかなか町として財政的に難しいというようなことから、昭和63年にこの調達について一回断念をした経過がございます。

その後平成14年に、これは樫原議員からご提言がありましたけれども、その当時全国的な刑務所不足ということで全国各地の刑務所の増築ですとか新築というような流れを受けて平成15年に当時の町長、議長において法務省に対して要望書を出して網走刑務所長へ提出した経過がございます。あの場所に刑務所を誘致したいというような内容であったというふうに思います。その回答が15年の8月に寄せられております。法務省といいましょうか、刑務所側とすれば増築に当たって短期間でその造成工事を行いたい、また用地の造成に費用がかからないように、またライフラインなどが既に周辺でそろっている、また不測の事態などを考えて病院等の周辺環境がいいところというようなところから、私どもで要望いたしましたけれども、結論として当該地において刑務所新設ということにはなり得ないというような通知を受けたところでございます。それ以降も町といたしまして平成16年に当該用地の払い下げについて問い合わせをした経過もありますし、平成16年度にはコンサルタント会社が自動車メーカーの依頼を受けてテストコースの候補地の調査ということで訪れたことがございます。その折に法務省用地なども紹介した経過があります。いろいろな議論の中で法務省側としては、町としての利用計画がしっかりとっているかどうか、さらに公共性がなければなかなか難しいというようなお話もいただきました。私自身も平成18年の8月に八重樫副町長とともに刑務所長にお会いをして、売り払いを受けるための条件などについて情報交換をさせていただきましたけれども、現在まだあの場所については利用しているというようなことのお答えがございました。さらに、その11月には具体的に企業誘致のための用地として払い下げができないかということで担当が協議をさせていただいておりますけれども、当時山林として作業用地として使っていると、なかなか公共性が高くないのではないかと、事務手続にも多大な時間を要するので、企業誘致の用地としては簡単に払い下げすることができないというようなお答えもいただきました。ことしの5月には、窓口となります北見財務局北見出張所の所長が来庁されたときにこの話題も出しましたけれども、同じようなご回答をいただいているところがあります。

ただ、ハードルは高いわけでありましてけれども、可能性がゼロだというふうに思っているわけでもございません。過去には協議には応じてくれていますので、今後町としても先ほど言ったいろいろなハードルをクリアしながら、お認めいただけるような事業計画ということを考えていきたいというふうに思っております。そういった意味では、私は町直接というよりは企業活動で何か活用することができないだろうか、もしくは農地としての活用や林業としての活用、そういう意味で産業や経済に結びつくそういう活用ができないだろうかというような考え方を持っております。特定の土地利用の指定は、あの場所にはありません。唯一あるのが法務省が所有している用地であるということかというふうに思っております。さきに開催されました企業誘致委員会に企業が所有している土地施設の遊休状況というものを報告させていただきましたけれども、その折に法務省用地などについてもこういう土地があるということで委員の方々にPRも努めさせていただいているところであります。そういう方法を今後さらに研究をしてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

以上申し上げまして、1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 15番、樫原達也議員。

◇樫原議員 まず、1番目の原油高騰について質問させていただきます。

昨年の実績は90リッターで約9,000円支給し、333世帯に渡したよというのですけども、ことしは道でも決まり、補正予算で決まり、国でもやるよというふうになっているのんですけども、いつごろやるのか、それから対象世帯を拡大するのか、それから金額をどうするのか、9,000円ではなくてももう少し上がった分を上乗せするのか、その辺。

◇議 長 町長。

◇町 長 これについては、各市町村の考え方もありますけれども、昨年の反省に立ってそのあたりを構築していかなければならないというふうに思っております。まず、担当のところから考え方の整理、さらにはそういう情報を他市町村の状況を含めてどのような形が望ましいかというようなところで、まだ具体的な協議には至っておりません。けれども、当然灯油の問題でありますので、しかるべき時期にご提案をさせていただきたいと思います。ただ、水準のことももちろん十分検討しなければならないわけなのですけども、先ほど行政報告で申し上げた斜網地区の市町長会議、市長や町長の会議の中でこれをどのようにしっかりと周知していくかということが大きな課題だなということで意見交換をさせていただきました。昨年は、いろいろな町村で持っている情報をもとに直接該当となられる方に連絡を差上げた町村と、それと基準はこういうことですよということでお運びをいただいた町村とに分かれました。そのあたりの考え方、北海道が例えば間に入って調整をしていただきながら統一的に対応ができないだろうかというような考え方で話をした、情報交換をした経過もあります。そういうところをひとつ詰めなければならないというふうに思っております。

水準については、先ほど言ったように値上がりの幅がどうなっているかというようなことを考えて水準というものを決めていきたいと、そんなふうに考えておりますし、先ほど国が緊急総合経済対策の考え方を出したという中に、総務省の予算の中に地方が行う燃油高騰対策に対する補てん的な予算というものがたしか数百億円だかあったように思います。国の対策の水準がどの程度であるか、また北海道がどのような予算づけをしてくるかということもひとつ参考にしてみたいというふうに考えておりますので、今の段階で具体的な水準を持ち得ていないというところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。ただ、この関係については皆様方からまたいろんなご意見賜ることになるかと思っておりますので、そういったものも含めて検討させていただければというふうに思っておりますので、ぜひともご理解を賜りたいと思います。

◇議 長 15番、樫原達也議員。

◇**桧原議員** 石油情報センターの発表によるとということで、9月1日現在、平成4年では灯油が54円で、平成7年で82円で、平成20年9月1日で128円というふうに報道されております。ちなみに、平成7年、女満別のガソリンスタンド屋さんがチラシに灯油は幾らですよという単価、多分知らないと思うので、見せますと、38円ということです。平成7年のチラシで。低所得者だけでなく一般町民も大変なのです。だから、その辺をしっかりとやるというのですけれども、あと一般町民の多分助成はしないと思うのだけれども、あとまき使っている人だとか、エコエネルギー使っている人だとか、そういう人たちは別に何もしないと思うのだけれども、美幌では質問したときには考えてみるというふうに答弁されたのですけれども、大空の町長さんはいかがでしょうか。

◇**議 長** 町長。

◇**町 長** 当然低所得者の方々になくて一般にも皆さんお困りだということの認識は持っております。私どもも灯油をたいて生活しておりますし、高齢な父母もいますので、こんなに灯油燃やしてどうなのかなと思いますけれども、それでも寒い、寒いというようなことを常に言われております。そういうことではどこも大変だなという、そういう考え方は持っております。昨年も福祉灯油を実施するときに内部の中でどれぐらいの水準がいいのかということでもいろいろ議論をいたしました。昨年のいろいろな町村の実例なども見させていただいておりますけれども、最も多いところで約1戸当たり1万2,000円というようなところでありました。私どものところは、約9,000円ということで少し額的には少ないほうだったかというふうに思っております。ただ、対象の方々については、私は昨年度一番間口を広げて対処をしたというふうに考えております。ほかの町村では、低所得の方々に、なおかつ高齢、障害の方々というような形で、さらに要件を幾つか付加をしながら世帯設定をしていたということでもありますけれども、私どものところについてはあくまでも低所得であって生活の困窮度合いが通常の方よりは高い方々に対して設定をさせていただくというようなことで去年は考えました。その考え方を一つのベースにしながら、ことしはさらにどのような考え方をしていくかということになっていこうかというふうに思っております。確かに石油製品が高騰している中でまきストーブにかえられた、もしくは電気暖房等をと。テレビのニュースなどを見ますと、補助暖房としての電気ストーブなどが非常に販売が顕著であるというようなものも出ておりました。ただ、ではその部分確かに電力料金なども上がってくる部分がありますけれども、先ほど言った比率ですとか直接的なものから見ますと、まだ石油ほどの値上がりのものではありませんので、今現在とすれば、そのほかの部分について単に一律に石油高騰対策として何か対策を講じるという今のところの予定はございません。ただ、今回この議会に提案をさせていただいている例えば太陽光発電に対する助成制度、もともとは地球環境の二酸化炭素を抑制していくというようなところの町民行動計画に基づいた助成制度という考え方も持っておりましたけれども、石油だけに、石油オンリーに頼る生活のスタイルから少し別なところにシフトをするということも必要ではないかというようなこと

の意味合いのところも目的の一つになってくるのかなと、政策を考えていく中、予算を考えていく中でそんな考え方も持っていました。こういうものに対する考え方というものを今の言った化石燃料から別なところへというような、そういう考え方も一方で持ちながら対策をしていかなければならないのかなと、そんなふうにも考えてございます。ただ、直接的に今ストーブ等を別なエネルギーで使っているところについて補助するというような考えは、今時点では持ち合わせておりませんということでご理解を賜りたいと思います。

◇議 長 15番、樫原達也議員。

◇樫原議員 何か新聞報道によりますと、自衛隊さんもことし燃料が非常に高騰しているということで訓練の規模だとか縮小しているそうであります。東京期成会だとかそういうところでそれなりの人に会ったときには、ひとつ石油製品の安定供給というか、そういうことも要望していただきたいなというふうに思っております。

次に、2番目、副町長の交代勤務について、非常に十分に説明を受けましたので、次、3番目に移ります。あそこは、何回か山下町長さんのお父さんも質問されているのです。読ませていただいたのですけれども、あの当時は先ほど説明したようなことで、その次、福田先輩が質問されておりました。私は、あの当時全国で刑務所が足りないことで異例の新聞報道されて、そして刑務所にも2回ほど行きました。所長にも会って話を聞いてきましたけれども、なかなか現場というか、こちらで要望書を出してもなかなか難しいのでないかなというふうに思っております。というのは、網走の大曲の払い下げ、最初どういうふうにしたかという、平成12年9月12日の網走新聞の報道によりますと、初め90ヘクタールを自然公園にしたいと。そして、どういうふうにしたかという、8月の東京で行った期成会である先生を囲んだ懇親会があったと。その中で、法務省の官房長も出席しており、大場市長さんがその人に要請したと。そうしたら、即話に乗りましょうという、網走刑務所は協力したいというふうに新聞報道されております。そして、平成12年から、契約いつしたかという平成18年2月21日、価格は8,170万2,500円だそうです。そして、面積は79ヘクタールということで、先ほど説明したように、今は市民の憩いの場所になってそれなりににぎわっているということなのです。だから、そういうふうにやったらいいのでないかなという提言ですけれども。

それから、それはそうとして、あそこにも私2回か3回行ったことあるのですけれども、本当にすばらしい自然で、何か打ち合わせのときに聞いたら、結構木が切られているそうですけれども、私たちが行ったときには本当に自然林がたくさん、田んぼの中に大きな木が植わさっておりましたけれども、その奥は涵養林としても本当によそにないすばらしい自然であります。ああいうところは、ここら辺は手のつけられていない原始林であって、少し川を上ると滝があるというふうに言われております。大空町では、滝は余りないように思いますが、4月下旬ごろ行ったときには農産庫の後ろの池にはオタマジャクシが黒山にいたりして、そしてそれから頂上にはマイクロウエーブがあり、360度見渡せるところであります。そういうところで、ああ

いうところは、グランドキャニオンのトレッキングコースや何かテレビで何回か見たことあるのですけれども、ああいう遊歩道とか、そういう木浴を楽しむような地域にしたかどうかというふうに最近思っているのですけれども、その辺の考え方いかがでしょうか。

◇議 長 町長。

◇町 長 私の父親が一般質問したような記憶もございます。また、議員がすばらしいところだと言いますけれども、私の子供時代の遊び場の一つといえましょうか、山越えてすぐ近くでもありますし、あのあたりで受刑者の方々の作業やっている姿を見ながら、一緒になって山歩いていたという場所でもあります。ただ、最近はあるところの場所そのものにはなかなか私も足運んでおりませんので、どのようになっていたかというのは十分承知はしていないのですけれども、昭和45年もしくは6年ぐらいまでだったと思いますけれども、当時は網走刑務所の女満別住吉作業所ということで水田、畑などもつくっておりました。国の生産調整がスタートしたときにそのところの畑、水田等に木を植えて、そして作業所は作業所なのですけれども、林業のほうの作業所というようなことで現在に至っているというふうに覚えております。山林のところは、それ以前から林として管理をしていたというふうに思いますけれども、そんな経過ではなかったかと思います。網走市さんが現実には払い下げを受けて、そして公園として現在管理をしているということでもあります。そういう具体的な公園として利用しているというコンセンサスが事前にあり、その中で具体的に地元の網走刑務所、さらには法務省の幹部の方々、そういうところに協力を依頼してある程度合意形成ができて今日に至ったということかと思います。先ほど79ヘクタール、8,700万円ということで見ますと、約10アール当たり11万円ぐらいになろうかと思います。それを500ヘクタールで計算すると、約5億円というような金額になってくるのかなというふうに思います。

私どもの違うところは、先ほど言いました使う目的がまだまだ十分議論されてまとまってきていないということに、正直まだいろんなところに八方手を尽くすというようなことになっていないのではないかなと、そんなふうに思っているわけでありませう。そういう中で自然涵養林といいましょうか、水源保有林といいましょうか、いろんなそういうところで使うということも必要といいましょうか、ある意味の議論の中では出てこようかと思えますけれども、今私としては例えば先ほどの値段でいう5億円を土地取得費として出して、さらに遊歩道的な公園施設というところについては今の段階では考えるに至っていないということでございます。そのほかにまだやらなければならないこともいろいろございまして、優先順位とすれば今時点では一番高いところはないということで考えているということでございます。また、法務省用地の隣接というところになるのでしょうか、一番高いところ、旧女満別町でいうと最も高いところなどは非常に見晴らしがよくて、私も子供のころに何度となくあそこまで歩いていったことがございます。さらには、女満別町時代に町民遠足というのでしょうか、歩け歩け運動の一環だったかと思えますけれども、そういうようなもので行かれたこ

ともあったのではないかと思いますけれども、標高が非常に高く、登りますとオホーツク海からサロマ湖、能取湖、網走湖、濤沸湖、藻琴湖、各湖が見えて知床の連山から阿寒、さらには北見富士、大雪山系まで見渡せるというような眺望のところかというふうに記憶してございます。通称、北海道の8分の1が眺められるというような場所ですけれども、なかなかそこに行くまでの交通のアクセスというところが今まで十分でなくてご利用いただけていなかったというようなことなのかなというふうに思っています。そういう景勝地があるということも承知しておりますけれども、今、先ほど言いましたように、優先順位を考えた中ではもう少しお時間をいただかなければならないかなと、そんなふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

それと、ちょっと前後しましたけれども、先ほどの福祉灯油等々原油高等につきましてはいろんな関係機関、さらにはいろんな場面を使って訴えてまいりたいと思いますし、副町長の関係についても先ほどの答弁と重なりますけれども、言われている趣旨については十分理解しているつもりでございますので、臨機応変に対応して町民のためになる形ということに努力をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

◇議 長 15番、樫原達也議員。

◇樫原議員 503ヘクタールを5億円で買うのではなくて、いろいろ手だてがあると思うのです。借りたり、使わせていただいたり。日本にトレッキングコースって余りないのです。大体そういうところは、別にその市町村の持ち物ではないのだ。グランドキャニオンのところは、どこの所有かわからないですけれども。そういうことで、やはり少しあそこの泊まり込み所で泊まって、昔ここで囚人が住んでいたと、そこで1泊して、そしてあそこのマイクロウエーブまで登ったり、そういうコースもつくったり、夢あってもいいのではないかなというふうに思うのですけれども。先日私久しぶりで東藻琴山へ、子供たちがさっぱり勉強しないので。パソコンだかゲームばかりやっていて、宿題はB5、1枚で二、三分でできてしまって、あとこればかりやっているから、ちょっと藻琴山登ろうと言って藻琴山登っていったら、結構十五、六人か20人ぐらい登っていました。その帰り、腹減ったといって小清水ハイランド行ったら、あそこも結構二、三十台ぐらい車とまっていて、あそこは皆さん景色はいいといったって、何ぼ見えても180度ぐらいかな、多く見て。ところが、マイクロウエーブ行ったら、先ほど町長さんが言ったように本当に素晴らしいところで、ああいうところをもう少し皆さん一度行って見学したらいいのではないかなというふうに。先ほど昭和45年、47年と言っていましたけれども、あそこへ行くと、馬小屋だか何とかというところに行くと、住吉青年部のソフトボール大会があったと、その表彰状が転がっていました。そういうところで、割とあの地域と身近な付き合いだったのかなというふうに思っております。そういうことでいかがでしょうか。

◇議 長 町長。

◇町 長 大変ロマンにあふれたご質問であるということで、先ほど私全部町として買い取れば、それは先ほど言った経済的な、もしくは産業的な用途かなということであればそういうことになろうかと思えますけれども、確かに私ども町が所有することだけでなく、議員がご提案いただいたような使い方であれば、国として例えばそういうものを提供していただくとようなこともある種要望していいのではないかなというふうにも思います。その当時、先ほど生産調整で米の生産が過剰になっている中で、国がみずからお米をつくることはということで植林をして農地としての使い方をやめたといえますけれども、一方で今食料自給率を高めなければならぬというような話もあります。そういうことからすれば、農地として使えるところも本来はある、さらには今の自然環境の中で国民にいろいろな潤いを提供する部分もあるというような視点も確かに必要かとも思います。町がやることだけではなくて、国に対してそういうようなものを提案していくということも一つかなというふうに思います。ただ、これは現場の意見でもありますけれども、網走刑務所と私自身が懇談したときにも、あそこの場所は作業所としては使っているのですという、その1点をまず何とか考え方というか、物の見方を共通に立ってもらわなければならないというふうにも思います。先ほど言ったように、まだ十分な考え方がまとまってお示しできているわけではありませぬので、今回ご提言をいただいた内容も含めていろいろ今後あそこの活用の仕方というものを考えていきたいというふうに思います。

また、あそこからずっと私のうちのところの前を通っても、美奈見山というのでしょうか、マイクロウエーブが立っているところ、美しい奈良の奈に見ると書いて美奈見山、標高296メートルあるそうなのですけれども、そこに行き着くのですけれども、刑務所が所有している用地のところからも隣接していることになっています。あちらのほうからはちょっと私行ったことはもちろんないのですけれども、例えばそういうような散策ルート、ある意味ハイキングコースというのか、登山ルートというのか、そういうようなものがひょっとしたらつくることが可能なのかもしれません。そういうことも含めてご提案の向き踏まえて検討させていただきたいというふうに思いますので、今後ともいろいろアドバイスいただければというふうに思います。

◇議 長 15番、樫原達也議員。

◇樫原議員 ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、あそこに昭和3年に収容者70名の舎房が1棟、それから職員宿舎が1棟、それから農産庫が1棟、馬小屋が1棟というふうにあつて、何か最近見た人の話によると、ほとんどだんだん朽ちてしまつて倒れかかっているというか、そういうふうになっていると。でも、あそこは、この辺というか、遺産みたいな形で保存したほうがいいのではないかなというふうにも思つております。その辺もひとつ考へに入れていただきたいなというふうにも思つております。

そういうことです。

◇議 長 町長。

◇町 長 刑務所のところ、私は古くは存じませんが、父や母に、主に父親に聞きますと、昔は泊まり込み所というのがあって、そこで映画なども行われていたと。地域の娯楽がない時代に地域の住民の人たちが受刑者の方々のところと同じようなところで映画を見るというような場面もあったり、また盆踊りなども行われていたというようなことで、住吉の地域からすれば、一大、そういう娯楽のといいいましょか、地域の人たちが集まるコミュニティーの場としても使われていたと。当時いろんな施設がございましたけれども、今こちらのほうは網走の監獄博物館のほうで住吉の泊まり込み所ということでその復元家屋があって保存されている状況になって、現在住吉の泊まり込み所のところにはほとんど建物として利用できるようなものというのはなくなっているかと思います。そんな関係から、町には国有資産等提供所在市町村交付金というのがありますけれども、法務省から、ことしの予算ちょっとはつきり覚えていないのですが、数年前までは300円ほど交付金をいただいていた経過がございます。それではなかなか十分ではないなというふうに思っております。先ほどもいろいろな、どのような例えば役割を担ってあの場所をうまく使っていけるかという中で今言ったような施設の話も出てくるのかもしれませんが、1つ今網走市のほうにそういうところがあると、保存する部分としてはあるということなので、どうかなという思いもございます。ただ、いろいろ貴重なご意見、過去の施設ですとかそういういったところのことも含めてご提言をいただきましたので、参考にさせていただきたいというふうに思います。

◇議 長 15番、榎原議員。

◇榎原議員 それから、マイクロウェーブはNTTではなくてドコモに移ったそうですね。だから、将来あそこが使わなくなったら売り渡したいというような意向を、確かめているわけではないけれども、間接的に聞いているので、もしそういう機会があったときにはあそこを無償でくれるのではないかなというふうに思っているのですが、以上、終わります。

◇議 長 町長。

◇町 長 通称、私も子供のときからマイクロウェーブということなのですが、あそこの場所は旧女満別町と旧端野町、さらには一部美幌町付近も含めた町界の一番頂の先ほど言った通称美奈見山と言われるところに建設がされているものであります。それで、NTT、当時の電電公社の建設ということなのですが、テレビの電波の中継増幅基地ということで聞いておりました。この地域の中では非常に高いということで、電波を一たん受けて、そこで増幅をして各家庭に送っているということなのですが、最近は光ケーブルの導入というようなこともあってテレビの中継基地としては使用していないそうでございます。ただ、所有は現在NTTといいいましょか、NTTも幾つかの会社になっておりますので、NTT関連の会社なのだけれど

も、海上保安庁の委託を受けて船舶用の無線施設というのでしょうか、そういうような今役割を担っているということでもあります。これについては、私自身もうちのといましようか、旧女満別の町史、さらには美幌の町史、端野の町史、いろいろ見ましたけれども、記述をされているのはほとんどなくて、先ほど言った美奈見山云々というような経過が書かれておりましたのは旧女満別町の町史だけであると。そういうことからいけば、実際にはあそこに登っていくためのルートは、私どもの家の前を通っても近くまでは行けるのですけれども、実際には網走端野線境のほうから登っていくルートしかないというようなことかと思います。どこの町村もどの程度関心をお持ちなのかわかりませんが、確かに眺望のいいところではあります。今後あれがどのような活用になっていくのかということについても注視をしながら、時において確認をしていきたいなというふうに思いますので、またそのときにいろいろなアイデアがあればご提言いただければというふうに思います。

◇樫原議員　終わります。

◇議　長　これにて樫原達也議員の一般質問を終了します。

これで本日の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

散会　午後　２時４８分

平成 2 0 年第 3 回

大空町議会定例会会議録

〔その 2〕

- ・ 招 集 平成20年 9 月24日
- ・ 開 会 平成20年 9 月24日
- ・ 閉 会 平成20年 9 月25日

大 空 町 議 会

大空町議会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	近 藤 哲 雄	10番	平 田 一 行
2 番	松 田 信 行	11番	勝 田 鉄 城
3 番	斎 藤 宏 司	12番	小 島 一 弘
4 番	植 田 泰 弘	13番	豊 島 義 秋
5 番	森 田 暢 明	14番	田 中 勝 吉
6 番	松 岡 克 美	15番	檜 原 達 也
7 番	坂 本 一 光	16番	森 進
8 番	元 木 良 一	17番	厚 海 六 郎
9 番	深 川 昇	18番	後 藤 幸太郎

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会委員長
代表監査委員		農業委員会会長
副町	長	福祉課長
副町	長	農政課長
総合支所	長	商工観光課長
会計管理者		建設課長
総務課	長	住民生活課長
企画課	長	保健福祉課長
財政課	長	東藻琴国民健康保険診療所 事務局長
財政課参事		産業振興課長
住民課	長	建設水道課長
		総務係長
教育	長	学校管理課長
社会教育課	長	女満別教育センター所長
監査委員事務局	長	

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、庶務係長、書記

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- ◇議 長 おはようございます。
ただいまから平成20年第3回大空町議会定例会第2日目の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- ◇議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、議長において、11番、勝田鉄城議員及び12番、小島一弘議員を指名します。

◎諸般の報告

- ◇議 長 この際、諸般の報告を行います。
事務局長に報告いたさせます。
事務局長。

- ◇事務局長 諸般の報告を申し上げます。
ただいまの出席議員は18名全員であります。
本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとおりであります。
本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。
以上です。

- ◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程2 一般質問

- ◇議 長 日程第2、一般質問を行います。
昨日に引き続き、順番に発言を許します。
12番、小島一弘議員。

- ◇小島議員 おはようございます。きょう朝起きまして朝刊を見ましたら、1面トップは麻生内閣が成立をしたと、こういうことでございます。しかし、選挙管理内閣というふうにも評されているように、解散総選挙が間近いという、そういう緊迫感も紙面の中からうかがえる状況でありました。目を転じて、オホーツク版のほうだったと思うのですが、目を通しますと島田化学工業の事故米でん粉を使用したすぐる食品の手づくり厚焼き玉子500が給食センターで使用されたというようなことが管内の記事として、ついに食の安全が我が町にも影響が出てくるのではないかと、こういう状況が見られるような、そういう新聞でございました。

私は、今回2点にわたって通告をいたしております。1点目は、夢号についてでございます。夢号は、既にご案内のとおり、黒澤明監督の「夢」のロケに端を発しまして寄贈いただいたという経緯がございます。私が聞きたいのは、現行の管理体制につ

いてでございます。飼育の管理はだれが行って、特に一番心配される夜間の管理の体制はどうなっているのかということをお聞きしたいと思います。また、定期的な健康診断など健康データや専門的なアドバイザーは確保されているのかということなども伺いたいと、このように思っております。

そのBといたしまして、近い将来への対策の基本的な考え方につきましてお伺いをしたいと思います。夢号は、高齢馬でもあります。人間の年齢に換算すると、100歳を超えているというふうに聞いてございますし、そのようなことから不測の事態も考慮していると思われるわけでありますけれども、今後どのように対応されるのかということをお伺いさせていただきたいと思います。このことにつきましては、予算の特別委員会においても同様な質疑をさせていただいた経緯がございます。そのときの答弁といたしましては、剥製は費用も高額なので、火葬処理などして朝日ヶ丘公園に写真パネルなどを掲げるというようなことでご答弁をいただいた経緯がございますけれども、その後においてもその方針に変わりはないかということについてお尋ねをいたしたいと思うわけであります。

Cといたしまして、これ全般的に連なることでありますけれども、黒澤プロとの連携がどのように行われているのか。私の記憶では、平成15年を起点としてある意味では黒澤プロとの連携というのが希薄になっているのではないかとということを実は心配いたしております。いつの時点から黒澤プロへの近況報告などが行われなくなったのか、このことについてもお聞かせを願いたいと思う次第であります。

大きな2点目でございます。大きな2点目といたしまして、教育委員会行政の現状と課題につきましてお尋ねをしたいのであります。そのAといたしまして、いわゆる不祥事問題の発生以降システムの改革と職員の意識改革はどのように進んでいるのか、まずそれを踏まえた上で各課との連携のあり方、仕事の進め方についての基本的な考えについて教育長さん、教育委員長さんにお伺いをさせていただきたいと、このように思う次第であります。

Bといたしまして、これまで私どもの大空町が発足して以来町長の執行方針をお伺いしているわけでありますけれども、その中に教育行政の執行方針というのが含まれている形で説明がされてきております。合併の相手方である東藻琴村の過去の経緯をいろいろお伺いいたしますと、教育委員会教育長、教育委員長から教育行政に関する執行方針を提案していただいているという経緯を聞いてございますので、2年を経た上でお考えは、執行機関として基本的な教育行政の執行方針をなぜ提案できないのかと、あるいは今後はどうするつもりでおられるのかということについてのお考えをお伺いさせていただきたいと思います。

それから、Cといたしまして、これもまた昨年の9月定例会、ナナカマドの実が目に見えて鮮やかに見えている時期でございますから、9月定例会だったと思いますが、私が指摘をさせていただいて、元町遺跡の改修についての提案をさせていただきました。それは、新年度において予算に反映されて改修工事が行われるということになっているのですが、現時点でまだ着手は行われていないという状況でございます。10月という着手も耳に聞こえてきているわけですが、この取り組みについて着手がどうだということではなくて、全体的な取り組みについてどうお考えになっておられるのかと

いうこともお聞かせ願いたい。また、その際に指摘させていただきまして、積極的な答弁もいただいたというふうに私は解釈しておりますが、それを担う郷土保勝会の再建について今現在どうなっておられるのかということをお聞かせを願いたいと、このように思う次第であります。

Dといたしまして、新聞報道、特に道新もいっぱい出していますけれども、読売を見ますと9月15日の中頓別の教育長非常勤化という見出しでかなり大きなスペースをとって書かれてございます。全国的にも珍しい事例だということでございますし、こうした中頓別町の教育長の非常勤化という問題提起をどのように受けとめておられるのかということもお尋ねをしたいというふうに考えております。一部どういう趣旨かということをおも同じ気持ちでございまして、記事を引用したいのですが、町財政が厳しく、教育長の給与を非常勤化して町の財政負担を減らすのがねらいだと。これは、中頓別のことだと思うのですが、教育長には任期の4年間で給与と退職金計3,500万円が支給されている、非常勤化で月給を4分の3に減らせば4年間で約1,700万円を削減できるという条例に賛成した星川町議は、身の丈に合った行政組織にしたいと、教育も聖域ではないと、こんなお話が載っております。そのことについてもあわせてお聞かせを願いたいというふうに思います。

1回目の質問を終えます。

◇議 長 町長。

◇町 長 小島議員からは、夢号の関係についてご質問をいただきましたので、私のほうからご答弁を申し上げたいと思います。

夢号は、現在朝日ヶ丘公園の厩舎においてミニチュアホース2頭とともに指定管理者でありますところが専任のスタッフを配置して飼育管理を行ってございます。夢号の年齢についても触れられておりましたけれども、夢号は1976年、昭和51年生まれの茸毛の雄馬でございます。現在32歳のアメリカンクォーターホースということで、一般的には馬の1歳というのは人間の4歳ということに換算されると言われております。それで換算をいたしますと128歳ということになります。また、競走馬においては1歳で6歳、2歳で12歳、3歳で17歳、それ以降は1歳が3歳換算というような換算方式もあるということで、その方式をとりますと107歳ということになります。いずれにしても、100歳を超える高齢ということで年度当初その場所に置くときに健康診断といいましょうか、診断を受けているところでございます。また、毎日の健康管理等についても先ほど言いました専任のスタッフに十分配慮してほしいということをお願いをしているところであります。本年度2回ほど起立不能というような状況になっております。たまたま早急な対応により事なきを得ているところであります。日中については、専任のスタッフが常勤しておりますので、即時の対応が可能でありますけれども、夜間は基本的には無人になるということであります。この起立不能に陥るような場合、過去の事例から雷ですとか集中豪雨など急激な気象の変化が見られたときに起きているということから、夜間にそのような気象状況の変化が起こったときには夜間の見回りも実施をしているところであります。事故等が

起きた場合については、その旨すぐさま連絡をいただいて日中と同様に対応させていただいているところでございます。

高齢馬であるということで不測の事態についてもご心配をいただきました。２度ほど起立不能になるというようなこともありましたけれども、今は平常といいましょうか、年齢相応の元気な状態にいるということであります。余り不測の事態を議論するのはいかかかなと思う気持ちもありますけれども、議会の一般質問でありますので、ご答弁を申し上げたいと思います。言葉を少し選びながらご答弁をさせていただきますので、推しはかった中でまた理解を賜りたいと、そのように考えております。高齢馬ということで皮膚の老化や背中の湾曲、尾の脱毛など、いろいろ甚だしい状況が見てとれます。その現形を今後残していくというのは忍びないと、そんな気もいたしております。また、新ひだか町には吊うための施設があるということがわかっておりますので、不測の事態の場合についてはそこのご厄介になりたいと、そのように考えております。その後でありますけれども、一番元気なころの勇姿を皆さんにまた見ていただくというようなことでパネル等制作いたしまして、朝日ヶ丘公園等に掲げたい、そのように考えているところでございます。

また、黒澤プロダクションへの報告ということで、譲り受けましてからもうかなりの年数がたちますけれども、何か異変があったとき等々、そういったときには過去にも現在もご連絡を差し上げている部分がございます。不測の事態ということは、私も常日ごろ頭の中には考えがありまして、先ほど言ったような対応をさせていただきたいというふうに考えてはおりましたけれども、このことについて黒澤プロダクション等々と十分連携をとったことは今までにはまだございません。今回いろいろご指摘といいましょうか、ご心配をいただきましたので、その後のことについても事前にいろいろと打ち合わせを図ってまいりたいと、そのように考えてございますので、今後ともまたご指導いただければと、そのように思うところでございます。

以上申し上げまして、私からの１回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 教育委員会委員長。

◇教育委員会委員長 昨年度は、職員の不祥事を発生させ、町民の皆様や議員各位に大変ご迷惑をおかけいたしました。２０年度を迎えるに当たって町長の理解をいただき、生涯学習課１課体制から学校管理課と社会教育課の２課体制として責任体制を強化するとともに、職員の意識改革にも努めているところでございます。教育行政の執行と運営につきましては、毎月の教育委員会会議におきましてチェックや指導に努めているところでございます。また、具体的な事業や業務の推進にかかわっては、大空町教育推進方針や事務局経営方針を掲げながら適正な執行を目指しております。これらの教育推進方針や事務局経営方針は、議員各位に配付させていただいております大空町の教育の冊子に掲載しているところでございます。

その他、元町遺跡関係及び教育長の非常勤化に関しましては、教育長から具体的に答弁いたさせますが、今後とも教育行政の執行に関しましてご指導賜りますようお願い申し上げます。ご答弁とさせていただきます。

◇議 長 教育長。

◇教 育 長 ただいま委員長のほうから総括的なご答弁をいただきましたが、私のほうから具体的なことについてまたご答弁を申し上げたいと、このように存じます。

今委員長からおわびの言葉がございましたが、昨年度の職員の不祥事を発生させて、町民の皆様や議員各位に大変なご迷惑をおかけしたということで改めておわびを申し上げるところです。この不祥事がなぜ発生したかということではありますが、内部チェック機能の不足、あるいは検査体制の不備、職員の意識の不足といったことが要因としてあったなというように認識をしているところでございます。そこで、これらの不祥事の発生を防ぐためのシステムの改革といたしまして、ただいま委員長からも申し上げましたように、生涯学習課1課で幼稚園教育から生涯学習の事業推進まで全部見ていたわけではありますが、それを学校管理課と社会教育課、そして教育センターと、教育センターの所長の決裁権限をこれまでより高めることなどを通してそれぞれの責任体制、処理体制を強化して迅速化に努めてきたところでございます。また、各係の責任を明確にする上から、すべての係に係長を配置してチェック機能の強化を図ってまいったところでございます。また、全庁的な取り組みにかかわっては、物品の購入決議書により購入から支払いまでのチェック機能を強化したり、さらには支出確認書によって支出の管理事務を強化するなどして不祥事の防止に努めてきたところでございます。職員の意識改革につきましても、ただいま委員長からありました事務局の経営方針の中で事務処理の適正な執行と共同責任体制の充実強化ということを掲げながら、不祥事防止のために課内会議、あるいは係同士の打ち合わせ、朝礼等における点検や業務の計画的な執行状況についての確認、協議などあわせて指導を図ってきたところでございますが、何分不十分な点もあるかなというように思っておりますが、それぞれ職員は一生懸命努めてきてくれているというように思うところでございます。各課との連携につきましても、専門的な知識や専門的な技術、さらには車両等全庁的にかかわり、それぞれの担当課でなければ対応できないような案件につきましてもこれまで以上に各課との連携を強化して業務を進めているところでございます。

Bの教育行政執行方針に係ってのことについてご答弁を申し上げたいと存じます。ご承知のように、教育委員会は地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づいてそれぞれの市町村に設置されており、教育委員の合議制によって執行している機関として位置づいております。委員長は、教育委員会の選挙の中で選ばれ、教育長は教育委員会に置かれるというようなことで執行体制が整っているところでございます。教育長の職務といたしましては、教育委員会において決定された基本方針に基づいて委員会の所管に属するすべての業務を事務局をして執行させ、指揮監督するという立場にございます。これら教育委員会と町長とのかかわりについてでございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、簡単に今後地教行法というふうに述べさせていただきますが、その24条において教育行政の運営のために必要な財産の取得、処分、契約の締結及び予算の執行は長の職務権限に属することと規定されていることから、町の施策として行う業務については予算権限のある町長の権限となっていると、

このように解釈しているところでございます。このことから、町として教育をどのように取り組むかというような施策にかかわることについては町長の権限にゆだねられているというように押さえておりまして、施策にかかわるような執行方針は提案できないというふうに判断されるところであります。現在まで大空町になりましてから町長のほうが3月の第1回の議会で町政執行方針を提案してございますが、事前に町長部局と十分な打ち合わせやすり合わせ等を行って、教育委員会がその予算を執行していくに当たっての考え方等についても町長にお伝えをして執行方針の中に盛り込まれているというように思っております。そういう意味では、教育に関する執行方針も十分町長の執行方針の中に含まれているというように考えておるところでございます。教育委員会といたしましては、それらを受けて、先ほど委員長の答弁にもありましたような大空町教育推進方針というのを教育委員会議において決定をして、教育の内容にかかわることについて具体的な方針を設定して進めているところでございます。それらを執行していく事務局にかかわりましては、事務局の経営方針をさらに私のところで、教育長のところで設定をし、議会にも報告を申し上げているということでございます。これら大空町の教育推進方針や事務局の経営方針、あるいは社会教育事業など、そして各学校、幼稚園が1年間どのような経営等業務を行うかにつきましては、それぞれの学校から提出をさせました資料等を掲載して大空町の教育の冊子にまとめて皆さんに配付方公表させていただいているところでございます。

次の元町遺跡関係と郷土保勝会についてであります。元町遺跡の改修工事につきましては6月24日から12月21日までが工期として定められておりまして、一般の工事よりも工期の期間が長く設定しておりますのは、原材料となりますヨシの手配、確保に期間が必要ということでこのような長い期間を設定しているわけでありまして、もうそろそろ穂が揺れておりますけれども、ヨシの手配が整えば工事が着工されるように発注業者と協議を進めてまいりたいと、このように思っているところでございます。

それから、郷土保勝会の再建につきましては、昨年この議会においてもご質問を受けまして、それを受けて担当者が何回かそれぞれにかかわって調整事務を取り進めてきたところでありますが、何分にも時間がかかったということでございます。そこで、現在話し合いが調って10月の初めに当時の会員の方々、当時といいますのは平成7年度でこの郷土保勝会の事業というのでしょうか、活動というのが一応終わって休止のような状態になっているということも伺っているものですから、当時の会員の方々が現在町内に在住している方々にご案内を申し上げて、今後どのような取り組みをしていくことがよろしいのか検討する会議を開始すると、このように伺っているところでございます。

最後、Dの中頓別町の教育長の非常勤化という問題についていかがということでございますが、けさのNHKの北海道ニュースの中でもこのことが放映されておりまして、新たな教育委員の選任の同意の議会が開かれるということでありました。9月2日に中頓別町の議会において教育長の非常勤化を可能とするような条例が制定されたということで、先ほど議員からもご提案ありましたように、その本意たる趣旨は財政の健全化の財政改革の一環として教育長のかかる経費を節減することがねらい

であるかのようにマスコミ、あるいはインターネットのページなどでも詳しく紹介されているところをごさいます。条例の内容は教育長は特別職とし、常勤とするか非常勤とするかの決定は教育委員会議で決定すると、このような条例内容のように伺ってごさいます。ただ、インターネットの内容なんかを見ますと、現在の教育委員さん方は教育長の一般職、常勤の一般職という認識で一致しているということであり、町長初め校長会、PTA等教育長の非常勤化に賛成はしていないと、きょうのNHKの朝のテレビでも町長は非常勤化には反対であるというようなコメントがテレビで放映されたところをごさいます。教育長の身分につきましては、地教行法の16条の解釈といたしまして、教育長となった委員としては他の委員と同様に非常勤であるけれども、教育委員会に置かれている教育長としては常勤の一般職、公務員として勤務してその職責を全うすることというように地教行法の逐条解説書などでは詳しく解説されているところをごさいます。

中頓別町の議会でこうした動きがあるということを察知しまして、北海道教育委員会は吉田教育長名で8月28日付で条例改正に関する通知を発出してごさいます。その通知の内容を申し上げますと、昭和31年6月30日の文部事務次官通知の中で市町村教育委員会の教育長は委員としては非常勤であるが、教育長としては一般職員であるという通達が出されておりますし、同年の9月10日付文部省初等中等教育局長通達の中で、質疑応答集が出されている中で、教育長を条例で非常勤とすることができるかという質問に対して初等中等局、文科省の回答は、教育長は一般職の常勤の職員であるから、勤務時間を他の職員に比し極端に軽減することは脱法のそしりを免れないというような回答をしているところをごさいます。道教委は、これらのこれまでの文部省、文部科学省なり、あるいは道教委の考え方、こうした法令解釈に基づいて教育長は一般職の職員であることが前提と考えられるということを前置きして、中頓別町の教育委員会に対して関係法令にのっとった条例を制定され、責任ある教育行政の確立に努められるようという指導助言を行っているところをごさいます。

このように見てまいりまして、教育長の職務というのは、地教行法の17条1項において教育委員会の指揮監督のもとに教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどる。この権限というのは、全部で19ほど地教行法の中で規定されているのですが、それをつかさどるというふうに定められておりまして、さらに同法20条の1項において17条に規定するもののほか、事務局の事務を統括し、所属職員を指揮監督すると定められているわけをごさいます。こうした法令に定められた教育長の任命行為の趣旨及び職務内容を遂行する上からして、教育長の非常勤化は適切ではないのではないかなというように考えているところをごさいます。

なお、このことが今後中頓別町の議会において新たな教育委員が選任されて、あくまでも教育委員会議の中で議決をするというような方向でごさいますので、それらの推移もまた見守りながらいきたいと、このように考えているところをごさいます。

以上、ご答弁を申し上げます。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 夢号につきましては、町長さんから懇切丁寧にご答弁をいただきました。不測の事態について余り触れるのは好ましくないというご見解もおありなのでしょうけれども、基本的にはどちらかといえば私も、女満別町時代にこのことを引き受ける際に当たって議会としては非常に一時期困惑した議論も実はあったという経緯はあります、率直に申し上げて。しかし、今翻って考えれば、夢号を契機として与えられたチャンスを生かすというぐらいの気持ちを持たなければだめなのではないかと私は思っています。夢号が永遠に生きるということはありませんのでありますから、むしろそれを全国に発信をして、当然黒澤プロとも連携をする必要があると思います、そういう意味で。先ほど来からの答弁を聞いていますと、剥製は高額だから無理だと、あるいは皮膚その他の問題があって余り立派な剥製ができないかもしれないという意味合いが込められているのだと思いますが、このことについても必ずしもそれをだめだということではなくて、検討のうちにに入れるべきだと、私はまず第1点思います。その点についてもう一度お聞かせを願いたいと思うのであります。

2点目としまして、私はとんでもないことを言うかもしれませんが。素人考えでお笑いになるかもしれませんが、インターネットを見ていると、クローン牛の誕生からずっと見せていただいて、外国のほうではいろんなものがあるのですが、体細胞のクローン牛の誕生というのが近畿大学で行われておりまして、1998年に技術は確立しているそうです。受精卵クローン牛についてはありますけれども、このことについても既にかなりの数が誕生していると。平成16年の9月現在で689頭、もう既に流通しているそうであります。それから考え合わせますと、大変なお金がかかるのはわかりますし、うちの財政で全面的負担を考えるという発想ではなくて、全国には黒澤ファンも大変多く存在しておりますし、そういうことを含めて逆にこの町から発信をして大空町の名前をむしろ売るというぐらいの気持ちで、基金も含めてそういう施策についてご協力をいただくというような、むしろポジティブな動き方をすべきではないのかなと、このように考えてございますので、そのことについてもう一度、2点に絞りましたけれども、お聞かせを願いたいと、このように思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 夢号のクローンというのでしょうか、そういうようなお話ということで大変興味深く受けとめております。映画といいましょうか、漫画の映画ですけれども、「ルパン三世」という映画がありまして、今現在でも続いております。たしか最初に映画化されたのは1978年だったかと思えますけれども、そのときの第1作のタイトルというのが「ミスターマモ」ということでクローン人間の話題でなかったかなというふうに思います。その当時見たときには、こういうようなことがそのほかの動物でも起きるのかなと思いついておりましたけれども、いろいろな科学といいましょうか、そういうものが進んできて今ではそういうことが本当に珍しくないような時代になってきていると、そのような認識をしております。私自身は、余りそのことについては詳しくはないのですが、担当も含めていろいろ調べてくれましたので、少しこの機会にお話をさせていただきたいと思います。

植物などでいいますと、挿し木というのでしょうか、そういうものもある種のクローンだということで園芸などでも利用されておりますけれども、動物においては私の知っているのは1996年、今から十二、三年前かと思えますけれども、クローンの羊ということでドリーという名前がつけられましたけれども、その誕生が非常にマスコミで大きく取り上げられていたような気がいたします。しかし、よくよく聞いてみますと、1950年代からアメリカで研究が進められて、最初のクローンの動物というのはカエルだったというような報告もありました。クローンの技術というのは、まだまだ発展途上なのかなというふうにも思えますけれども、北海道においても独立行政法人の農業・食品産業技術総合研究機構というところの畜産草地研究所というところでクローン牛の研究が行われているということでもあります。もちろん各種動物ということで、人のクローンについては人に関するクローン技術等の規制に関する法律ということで、当然法的な規制が設けられておりますけれども、ペットですとか優秀な動物、そういったものの商業化に向けてのクローン技術というところは非常に進んできているようでございます。日本でも山口大学の農学部獣医学科のものの教授が近未来におけるクローン技術の確立ということを想定して、前提としてペットの体細胞を現在冷凍保存する会社というものを設立しているようであります。マイナス196度の液体窒素で冷凍保存をするということで、インターネットなどで見てみますと、入会金が10万円、保管料が5万円ということで、その金額は保管するということだけですので、それほど高いものにはなっていないようであります。ただ、先ほど言った優秀な動物ということで競走馬などのクローン技術というものもアメリカなどではもう商業化されている部分がありまして、既にそういうクローン馬というのでしょうか、そういうものを誕生させたということで日本円にして1頭当たり1,800万円程度というようなことが伝えられております。そういうことを考えてみますと、これからその技術たるやどのように進んでいくのかな、活用されていくのかなというような気もいたしますけれども、これらの情報等を聞きながらいいでしょうか、私として受けとめながら、私自身いろいろ考えてみました。正直言いまして、自分の気持ちの中で倫理面というのでしょうか、そういうところからなかなか割り切れない部分が私の気持ちの中にはまだございます。こういった問題については、もう少し広く意見を聞きながら考えさせていただければなど、そのように思っております。本来ですと議会での一般質問ですので、それなりのお答えをしなければならないことは重々承知はしているのですが、この問題については今この時点でまだ整理がつかないということでお時間をいただければと、そのように思っております。

また、せっかくの夢号であります。これを町として活用していくべきではないかということについて、確かにそのとおりだというふうに思っておりますし、あの朝日ヶ丘公園、パークゴルフだとか花卉公園などもありますけれども、訪れる観光客の方々があの夢号のところに行って写真を撮るような姿も私がかいま見ておりますので、そういう意味ではある程度はあそこの公園の役割の一翼を担っていただけていると思えますけれども、まだまだ十分でないというようなご指摘かと思えます。せっかく黒澤プロダクションという、そういうところとの関係がこの夢号によって培われているといいでしょうか、関係が成り立っているということでもありますので、この件について

もいろいろと考えていきたいと思います。当然夢号の体調などももちろんありますし、また相手側の黒澤プロダクションとこういうところで十分議論をしたことがまだございませんので、今後相手側の意向なども含めて検討させていただければと、そのように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 町長もよく調べていただきました。私もそれに限局してやれと言っているわけではもちろんありませんが、一つの考え方として理解をしていただきたいと思います。先ほど町長の答弁にありましたように、非常に安いお値段で体細胞のクローン化に基づく保管も可能だということであれば、できるだけ早い機会にそういうことを取り組んでいただいて、今後どうするかということはその後でも十分できるわけです。そんなことなども含めて、剥製化も含めて、私の考えでは後ろ向きに考えず、セレモニー化して、大変言い方はちょっと人間の場合でないものですから、許されるだろうと思うのですが、夢号が亡くなった場合にはやっぱり大々的に葬式を上げてあげるというぐらいの全国発信もすることも必要だと私は思っておりますし、その上でクローン化したものが登場するということによって連綿と続くことが可能であれば、そういうことも今後の検討課題として押さえていただきたいということを改めて申し上げて、1については終えたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 済みません、先ほどのお話の中で剥製の関係についてちょっと触れるのを忘れまして、申しわけありません。決して高額だということで私はご答弁したつもりはありません。そのほかにも町が所有しているものの中にはご寄贈いただいたものなどで例えば子ジカの剥製、子馬の剥製ですとか、また亡くなっていたオオワシの剥製ですとか、そういったものもあります。ただ、それは亡くなったときの状態からの剥製ということもありますので、先ほど言った今の夢号の状態を見るとなかなか忍びないなという気持ちがまず先に立つということでご理解を賜りたいと思います。

いろんな意味で不測の事態のことについてご心配をいただいております。先ほども言いましたけれども、十分言葉を選びながら推しはかってご理解をいただいているものというふうに思います。議員の趣旨についても承知しているといいいましょか、理解しているつもりでありますので、今後ご指導いただきながらそのあたり細部詰めてまいりたいというふうに思っておりますので、今後ともご指導いただきますようお願いを申し上げます。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 町長からの答弁は、大変ありがたいと思います。慎重な言葉の言い回しの中に意欲がうかがえるというふうに解釈をいたしております。

2番目の教育委員会の行政の現状と課題についてでございます。それぞれ教育委員長、教育長から答弁をいただきました。答弁をいただいたのでありますが、心がちょっと伝わってこないです。不祥事問題というのは、たまたま発生した問題ではなくて、もしかすると教育委員会の存在に由来するかもしれないということを、いっぱい項目挙げましたけれども、申し上げているつもりです。というのは、教育長の言葉の中にも出る出てまいりましたけれども、私は教育委員会制度というのが公選制もあって歴史的な背景、それがいろいろと文科省にとっては余りいい形でなかったと言ったらちょっと表現が適切かどうかわかりませんが、公選制度が否定されて都合のいい形の行政機構になってきたと私は思っているのです。それがいいか悪いか価値判断はともかくといたしまして、したがって今教育長の答弁などにあるように、言ってしまうと執行方針についても独自の財政権もないから等々、24条の規定に基づいてというようなことで、あたかも力がないから何もできないのだというようなことを言っているように聞こえてしまうのです。実務的なレベルでいつも議論すると、教育委員会には財政権がないのだということになってしまうのです。そうすると、全体を通して聞こえるのは、教育委員会って一体何をするのだという姿が見えてこなくなるのです。文科省の下請機関なのですかと言いたくなるのです。その辺を大空町の教育委員会、東藻琴の教育委員会行政と女満別町の教育委員会行政それぞれ歴史といわば文化を持ってきた教育委員会です。立派な教育委員会だと私は思っております。そういう意味におきまして、ともするとどちらとも教育委員長も教育長もいわば教育委員会のあり方について町長の諮問機関化であるような印象を受けるような説明、今の現在では法的にはそういうふうになっているのでしょう、事実上は。それでよしとするということでも果たしていいのかなと私は思います。そのことについて総論的に聞くということにもなりかねませんから、一つの考え方としてお聞かせを願いたいということ、まず第1点、忘れないうちに言っておきたいと思います。

Aの項目で私が望んでいたのは、実は軸足は不祥事の問題をもう一度改めて謝ってもらうとかそういうことではなくて、あるいは反省を強いているということではなくて、教育委員会の仕事を進めるに当たって各課の連携というのをちゃんと考えてもらわないと、仕事の仕方がおかしくなるのでないかという心配を持って見ているのです。それは、今もそういう話がこの答弁にも出ていましたけれども、専門的な知識や専門的な技術、また特殊車両といった各課でなければ対応できない事案があるために随時関係各課と連携し、業務を進めていると、こういう言い方をするのですけれども、自分たちでやっぱりしっかりと押さえないといけないと思うのです。各課の連携を軸にしながら、この辺が例えば一つの例を挙げます。答弁は、別に必要であればしていただければいいですから。例えば小学校の改築問題でいろいろやっている際にも起きているのです。検討委員会を根拠ある要綱で位置づけたものとしてつくらないことであるとか、あるいは給食センターについての取り扱い問題をめぐっては都計審、都市計画上の問題との抵触条項があるということについてのやっぱり緊密な、とりわけ建設課との連携プレーができていないように見える印象を持っています。したがって、いつもそういう発想でいくということでも果たしていいのかなという心配もちょっと持っております。そのことについても改めてその観点から各課との連携についてお

聞かせを願いたいと思います。

それから、教育行政の執行方針については、24条に基づいてやる必要がないという判断のようではありますが、それでは逆にお尋ねしますが、東藻琴村では間違っただけをしていたのでしょうか。そういうことについてのお聞かせを願いたいと、このように思います。

それから、3点目の元町遺跡の改修については、10月ということでございます。これについても3月の道新でもう既に載っていたようでありまして、後から見させていただきましたけれども、それはそれで結構なのですが、私現地へ行ってみまして改めて、平成7年のふきかえのときに今の濱名副町長に何か説明を聞いたらしいのですが、ちょっと記憶が定かではありません。現地行っってはっきりわかったことは、せっかくの復元遺跡、復元のもがコンクリート製の擬木でつくられている部分があるのです。このことにつきましては、今後の課題としては果たしてそれでいいと思っておられるのか。包蔵地の上に置いているという意味で特徴づけているわけですが、さまざまな観点、保存の観点からいうと、別な方法もあるかもしれません。そのことなども含めてひとつお考えをお聞かせ願いたい。

郷土保勝会の再建につきましては、このことにつきましては平成7年まで動いているというお話ですが、今会計的には郷土保勝会名義のものの通帳には14万円以上のお金が残っているやに聞いてございます。平成7年で終わって、それ以降は事業が行われていないという教育長の答弁であります。平成8年においても支出行為がされておりますよね。そのことなどは、中村教育長が当時おられた段階でありせんから、そのことをとやかく言いたいのではありません。それに関連して申し上げます。教育委員会が事務局機能を持った郷土保勝会の会計を預かっている形がずっと清算されず、平成7年なり8年で一つの整理を迎えていれば再建の方法も見えてくるのですが、そのままにしてしまったという教育委員会の体質が問題になってくるのではないかなと。その通帳が昨年度において見つけられた、わかったということのようではありますが、それをずっと教育長はまた1年間にわたって、1年なのかどうか詳しいことはわかりません、保管をし続けた、解決をしないまま。そういう形の取り扱いで果たしてよろしいのであろうかと私は思っております。そのことについてもお聞かせ願いたいと思います。

Dの中頓別町の教育長の非常勤化という問題提起についてであります。このことについては先ほど述べましたように、あくまでも非常勤化すればいいと私は言っているわけではないのです。記事、報道、その他中頓別の条例などを見ますと、答弁のとおりであります。非常勤化可能になるだけでありまして、非常勤化が決められているものではありません。先ほど来から私が主張していることと同じなのですが、今教育委員会がなぜ必要なのか、絶対不可欠のものだということを訴えられるだけの仕事をしないとおかしくなってくるのです。こういうことが出てくるのです。これは、以前の女満別町の総合計画の教育部会においても、これとは同じではありませんが、教育委員会の広域連合化という話は議論としては出たのです。文字化されてはおりませんけれども、私は福祉部会と合同部会の議論の中で聞いた記憶がございますし、個別の教育委員会の担当者との政策論議の中でも実は出てきた。行革の観点からいってもそう

いうことが必要だと、そのことについてご答弁は要りませんけれども、必要であればしてください。そういう背景があるということです、私が申し上げたいのは。そこへもってきて中頓別が議会の条例の制定によって可能になるスタイルをつくったと。つまり教育委員会は先ほどの非常勤か常勤かの説明にあったように、説明している、答弁している教育長だっとうまく説明をしているようでしてないわけでしょう。矛盾に満ちています、はっきり言って、見解の相違ですが。そういう状況の中に置かれているというのが現在の教育委員会の姿なのです、ある意味では。だから、今後は町民にやはり教育委員会というのはすばらしい仕事をしていると思われるような仕事をするためには、これをきちっと受けとめていただきたいです。私は、そういうふうに思いますし、ちなみに昨年の定例会においても教育長に対してかなり目に力が入っているから期待しますよということを言った記憶があるのですが、先ほども言ったようになかなか進捗していないこともあり、あるいは平和遺産なんていう形で言いましたけれども、掩体ごうの標識の掲示板も約束していましたけれども、なかなか実行されていないだとか、いろんな問題点がさまざまにあるようであります。そんなことを含めて総括的にお尋ねをしたいというふうに思います。

◇議 長 教育長。

◇教 育 長 それでは、2回目のご質問にご答弁を申し上げたいと思います。Aから順々にご答弁を申し上げたいと、このように存じます。

まず、1点目の不祥事等にかかわって各課との連携が十分なされているのかというご質問でございますが、特に例として挙げられました女満別小学校の改築にかかわっては、建設課の佐薙技師と都市計画にかかわることで、特に建物の中のものにかかわってどういう持っていく方がうまく建築が推進していく上で妥当かということでお願いを申し上げまして、佐薙補佐のほうでそのかわりのある上部の機関とも協議を進めておいてくれております。いずれこれについて回答が寄せられるのではないかなと、このように考えているところでございます。

そのほか、議員のほうから指摘をされました各課との連携ということについては、先ほど述べた以外のことについてもさまざまな面で、特に予算の執行にかかわってはいろんな面で協力、連携、それから支援等いただきながら進めているということでご理解を賜りたいと、このように思います。

それから、教育委員会としての行政執行方針のことでございますが、これについてはそれぞれの市町村の教育委員会が判断をしていくということで、私はそれで望ましいのではないかなと、このように思っております。東藻琴村時代のこともご指摘をいただきましたけれども、東藻琴村は東藻琴村の村長の村政執行方針とのかかわりの中でそのように進められたのだと思いますし、管内的に見ましても大空町以外の全部の町村がそうしているというわけでもございません。町長の執行方針を受けて、予算との絡みで受けて、それを堅実に執行していくと、確実に執行していくと、そういう事業展開をこの教育委員会の事務方には任されているということもありまして、それについてはそれぞれ管内的にも誇れるような事業をこの大空町教育委員会として進め

ているものがあるということをお答えしたいと、このように存じます。町長の諮問機関ということでは、そういう認識は持ってございません。一体になって町長の執行方針を受けながら、それを実現していくための行政、まちづくりの中の教育行政の部面を担っていると、そういう自負のもとで職員一同仕事をしているということをこの場をかりてお伝えをさせていただきたいと思います。

Cの元町遺跡の特に擬木柱についてのご質問がございましたが、この経過についてですが、昭和63年に火災により焼失をしまして、平成元年に大規模改修を行っているところでございます。そのときに擬木柱に変更したということでございます。なぜそのような形になったかということを当時の記録をたどってみますと、当時使用していた柱を自然木で確保することを求めたのでありますが、それと同じものを確保することが困難であったということが1点。それから、自然木を取り入れると、これは常呂のこうした担当者のところにも照会をしたのですが、コストは倍にかかる。そして、自然木を採用した場合はいいところ10年しかもたないと。10年ごとにこの更新をしていかなければならないというようなこともせんだって情報としていただいたところでございます。そこで、焼け残った柱をもとにその柱にできるだけ近いような形で擬木柱で復元をしたということでございますので、この点についてはご理解をいただけるのではないかなと、そのように思っております。

それから、郷土保勝会の関係でございますが、担当していた職員が異動に伴って通帳を保管しているということがこの春にわかりまして、この郷土保勝会の代表の方が私のところに見えられたときに通帳の写しを差し上げて、これが平成8年3月、平成7年度の総会が3月になされていて、そのときまでの支出入が入っていたのですが、そのコピーをお渡ししてこういう形で保管させていただいていますので、いつでも代表の方におとりにいらしてくださいということは私から直接お伝えを申し上げてございます。意図的にそれを保管したということでは決してございませんので、お伝えを申し上げたいというふうに思います。

それから、非常勤化の問題についてでございますが、これら一連のA、B、Cの質問の流れの中で議員のお言葉をかりますと、そういう仕事ぶりでは教育委員会は必要でないのではないかというようなことにもなりかねないというご指摘だと、このように思います。総合的にさまざまな仕事を教育委員会は事務方を含めて推進してございますので、そうした中で一つの選択肢として広域連合化についても確かに提案が、かつて地方分権化の法律の一括施行に絡んでそうしたご提案もありまして、それらについても内容については熟知をしているところでございますが、それらのことのいかにするかは今後この大空町の教育行政の基盤がしっかり固まって将来的な課題になろうかなと、このように思っているところでございます。

それから、掩体ごうの看板の問題も指摘をされておりましたですけれども、そうした部分的には議員がご指摘されるような不十分な仕事の処理の面もありますが、総体的にはそれぞれ職員も頑張って新しい大空町の教育の基盤をつくってまいりたいと、こういうことで取り組んでいるところでございますので、実のあるところをお酌み取りをいただければと、このように思うところであります。

以上、ご答弁申し上げます。

◇議 長 小島議員の一般質問中ですが、ここで10分間休憩します。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時02分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を続行します。

暑い方は、上着を脱いでよろしいです。

小島議員の質問の前に教育長から答弁の申し出がありますので、これを許します。
教育長。

◇教育長 答弁漏れがありましたので、答弁をさせていただきたいと思います。

Aのところで各課との連携の中で女満別小学校改築検討委員会の設置要綱的なものについて漏れていたというご指摘をいただきましたけれども、厚生文教常任委員会の中でそうしたご指導をいただきまして、即委員会のほうで設置要綱を設置して、次回の、その後すぐに開きました改築検討委員会の中でも各委員に周知をして現在その作業を進めているところでございます。

答弁漏れをしておりましたので、申しわけありませんでした。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 それぞれ教育長から答弁をいただきましたけれども、擬木については納得していただけるでしょうみたいなお話もございましたけれども、確かに我が町の財政も厳しい折から文化に余りお金をかけられないということではないのでしょうかけれども、維持管理その他も含めて大変難しい問題を抱えているということは私も推察し、理解をするところもあるのですが、ここは一番やはりそのことも含めて今後の検討課題にぜひともしていただきたい。9月の13日及び17日、道新、読売それぞれ、ウトロの遺跡が今発掘調査やっています。この関係については、北大が中心になってやっております。知床ナチュラリスト協会が取り組んでおりますし、NPO法人ですね、我が町の元町遺跡との関連も私はあるというふうに個人的には、考古学の専門家ではありませんが、想定し得ることもあり得ると、今後はこういうことも含めて十分検討を進めていただきたいと思います。間に合わせでやるのではなくて、ちょっと包括的に取り組んでもらいたい。聞けば、教育長の何か考えがあって常呂のほうとの東大との関係をつくりたいという話もあったやに聞いています。その後その話も全く見えてきておりません。ただ、元町遺跡は歴史的に北大との関係、大場先生との関係で培ってきたものだというふうに私は思っておりますので、その辺ウトロの遺跡の問題もあわせてぜひとも前向きに検討するようお考えをお聞かせ願いたいと思うところであります。それが1つであります。

それから、いろいろと言いたいことがいっぱいあるのですが、先ほど郷土保勝会の通帳の件についてはことしの春わかったと、こういうお話のようであります。ただ、

昨年の9月に私が定例会で既に指摘を、そういう内容ではありませんけれども、郷土保勝会について指摘をして再建方を要請しているわけです。指導としても強めてもらいたい、あるいは事務局機能を持っていたのではないのかという指摘をした記憶がございます。それを受けとめていただければ、当時の担当がずっと通帳を机の中に入れていたというような話では済まないと思うのです、教育長。それが異動になって整理整頓したら出てきたみたいな話では、それこそ先ほど申し上げているように仕事の仕方がおかしいと、こういうことにならざるを得ないです。甚だ中村教育長自体の問題ではないのかもしれませんが、引き継いでいる以上は教育長がやる仕事の内容を書いてあるように総括的責任者であるでしょうから、事務処理の。本来そういう外郭団体化したような事務局機能は、宇野町政の末期においても整理するようにと通達というか、庁舎内でそれをはっきり宣言されているのです。そんなこともずっと残っていたというのが本当に不思議でたまらないということもあわせてお聞かせを願いたいと思います。

あと言いたいこともあるのですが、1つ、通告要旨にはちゃんと町長と書いてありましたので、執行方針については教育長に言わせると町長の執行方針の範囲内だけで十分なのだと、それぞれでよろしいと、東藻琴は東藻琴でそれぞれでやっていたのでしょうと、大空は大空ですよと、こういうお話のようです。私は、町長にそのことをお尋ねしたいです。今後の課題として、教育委員会の存在理由とかけて、やはり私は執行方針をきちっと持つべきだと思うのです。財政権がないとか、財産取得についてはというようなもろもろの問題あります。そこを整理しないと教育委員会の広域連合化、これ学校教育についての広域連合ですよ。生涯学習については、住民課でやればできるという議論前にやってきているわけです。今後の課題になりますので、町長からの答弁もその点についていただきたいと思います。

◇議 長 教育長。

◇教 育 長 1点目の擬木柱のことについてでございますが、この擬木柱を今回の工事につきましてはそのまま活用するという事で工事を進めていくことにしてございますので、先ほど申し上げましたような関係からいうと、かなり長く屋根をふきかえすればもっていくだろうと、そういうことは思われます。そんなことで記録の中にそうしたものが伝わるように残してまいりたいと、このように思います。

それから、北大の大場先生という方のお名前がウトロの遺跡等々との関係で出てきておりましたが、ウトロ遺跡とこの元町遺跡がどのようなつながり、かつての人たちの間で交易等があったか、それはまた社会教育のほうで研究させたいと思いますが、誤解があっては困るかなと思うのですが、平成16年に網走ブロックの社会教育主事の研修会があった折に、そのときは北大の大場先生ではなくて常呂の東大から派遣されている遺跡の先生、東大のあそこに研究館があるのですが、その先生を社会教育主事会で講師としてお招きをしてこの歴史的な女満別遺跡等のかかわりについても研修を受けたということだけでございまして、それを委員会がそういう形で今後そうするという事では決してございませんので、その点をご理解をいただきたいと思いま

す。

それから、２点目の通帳等の件で宇野町政時代に既にそういう指導はなされていたということでございます。それなのにもかかわらず当時から勤務していた者がそういうことであったことについては、総括責任者としての私の責任があるということで、それは率直におわびを申し上げたいと、このように思っております。

以上でございます。

◇議 長 町長。

◇町 長 小島議員の一般質問の中に質問の相手方ということで私のところも書いてございました。ただ、Ｂのところ、教育行政執行方針をなぜ提案し、執行機関としての権能を果たさないのかという表題になっておりました。当然教育委員会は行政の一分野の執行機関ということであります。非公式にはこの問題についてどう考えるかというようなことについてお尋ねをされたこともありますけれども、一般質問の場合、公式の場合であります。そのほかの執行機関の考え方について私がどうこうというような話にはならないかなと、その中の判断があってしかなるべきと、そのように考えております。ただ、私がつくっております町政執行方針というのでしょうか、取りまとめて調整して皆様に、町民向けに出させていただいている中、いろんな項目あります。その中には教育の項目もあります。それは、私なりの町長としての思いといいましょうか、予算を提案している部分もちろんありますので、そういう意味で書かせていただいているということで、そういう思いについてはいろんな場所でも話はしますけれども、執行方針の中に今後も盛り込んでいきたいと。さらに、ほかの行政機関といいましょうか、執行機関、極論を言えば、教育委員会だけではなくて、そのほかにも行政委員会、執行機関はあるわけありますので、そういったところもどのようにするかというのはおのおのの中で十分検討していただいて対応すればいいのではないかと、私はそのように思っておりますので、あえて具体的ところで何かこうかというようなご答弁は差し控えさせていただきたいと思います。

◇議 長 １２番、小島一弘議員。

◇小島議員 町長の答弁から先にお聞かせを願いたい。もう一度、最後になると思いますので。おのおのそれぞれ独立した執行機関、そういう言い方をしませんけれども、それぞれの執行機関を尊重する建前からそれぞれが判断する問題だと、こういうお言葉をいただきました。それで、改めて町長のほうではそういう形もあってよろしいというふうに解釈してよろしいかどうかお尋ねをしておきたいということを最後のお願いとして申し上げたいと思います。私としては、執行機関であればそれぞれ執行方針は、他の行政機関もそうでしょうが、きちっと出すべきだと、私はこう思っておりますので、町長としては邪魔をしないというふうに解釈しておりますが、そういうふうなことでよろしいかどうか、そういう検討をしていただきたいということもお願いを含めて申し上げておきたいと思います。

それから、教育長の答弁については、一生懸命やっているのだということを頑張って言おうとしているのだと思うのですが、大変申しわけないのですが、空回りしてもどうにもなりませんので、教育委員会不要論ということを私は唱えるつもりありませんが、半ばそういうことをやゆされるような声が町民の中からも出てきているのです。多岐にわたって教育長はいろんな活動をされていると……

◇議 長 小島議員、時間が来ましたので、簡潔にお願いいたします。

◇小島議員 ええ。活動されているということもあって、演歌の作詞者、大空誠としても有名な方でありまして、そんなことなども含めて本業をしっかりやっていただきたいということを、最後に基本的な決意表明をいただいて、私の質問終えたいと思います。

◇議 長 教育長。

◇教 育 長 教育委員会不要論が町民の間から出ているということでございますが、現在の仕事を進めている中では議員にはすべてにおいてご満足いただけていない面もあるかと思っておりますけれども、この大空町から教育委員会がなくなるということについては、私はそうは思っておりません。それで、別の話題が今出されておりましたが、それはあくまでも一個人として友人に頼まれてやったことでございまして、何ら職務に影響なく、今後とも仕事に邁進してまいりますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

◇議 長 町長。

◇町 長 どのように解釈されるかということでありまして、先ほど言ったとおりであります。今回の議論を聞きながら、教育委員会として、またそのほかに農業委員会や監査委員、また選挙管理委員、固定資産評価審査委員といろいろな執行機関があるわけでありまして、その中で議論をしていただければいいのではないかと、そのように思っております。

◇小島議員 終わります。

◇議 長 これにて小島一弘議員の一般質問を終了します。
これで一般質問は終わります。

◎日程第3 選挙第1号

◇議 長 日程第3、選挙第1号 北海道後期高齢者医療広域連合議会議員選挙を行います。

この選挙は、町村議会議員の区分において欠員が生じ、候補者が定数1人を上回る2人となり、選挙が行われることになりました。

広域連合規約第8条の規定により、すべての町村議会の選挙における得票総数により当選人を決定することになりますので、当選人の報告及び当選人への告知は行いません。

よって、会議規則第33条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告いたします。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

◇議 長 ただいまの出席議員数は18人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に近藤哲雄議員及び松田信行議員を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

(投票用紙配付)

◇議 長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

◇議 長 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

◇事務局長 それでは投票の順序を読み上げます。1番、近藤哲雄議員、2番、松田信行議員、3番、斎藤宏司議員、4番、植田泰弘議員、5番、森田暢明議員、6番、松岡克美議員、7番、坂本一光議員、8番、元木良一議員、9番、深川昇議員、10番、平田一行議員、11番、勝田鉄城議員、12番、小島一弘議員、13番、豊島義秋議員、14番、田中勝吉議員、15番、樫原達也議員、16番、森進議員、17番、厚海六郎議員、18番、後藤幸太郎議員。

(投票)

◇議 長 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

近藤哲雄議員及び松田信行議員、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

◇議 長 開票の結果を報告します。

投票総数18票。これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち、

有効投票１８票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、松井宏志鶴居村議会議員１８票、渡辺正治余市町議会議員ゼロ票です。

以上のとおりです。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

- ◇議 長 この開票結果を当職から北海道後期高齢者医療広域連合議会議員選挙長に報告いたします。

◎日程第４ 議案第６０号

- ◇議 長 日程第４、議案第６０号 財産の取得についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

伊藤産業振興課長。

- ◇産業振興課長 (提案理由説明)

- ◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

７番、坂本一光議員。

- ◇坂本議員 取得については、駐車場用地ということで理解するところなのですが、この用地を取得することによって、実際駐車場として整備した場合の実際の面積ですとか、整備した場合の駐車台数がどの程度確保されるのか。それから、今までイベントあるごとに見てみますと、駐車場に向かう、芝桜公園に向かう車が、かなりの渋滞というのが見受けられるのですが、そういったことがどの程度緩和されるということをご想定されておられるのか、ちょっと関連したことも含めてお伺いしたいと思います。

- ◇議 長 産業振興課長。

- ◇産業振興課長 ただいまのご質問でございますけれども、３万３８０平方メートルのうち、ほぼ全面積について駐車スペースということになろうかと思います。若干１割程度は落ちるかと思いますが、ほぼ駐車場用用地として現在も使っているものでございます。それで駐車台数については、おおよそ１，０００台程度が駐車スペースできるというようなことでございます。また、緩和といいますか、渋滞の緩和につきましては、本年度の芝桜まつり期間中の渋滞につきましては、それほどございません。以前、道道の改修等がない場合については３キロ、４キロメートルという渋滞もございましたけれども、その改修が終わって、後については、現在、入り込みも若干落ちているのかもしれませんが、渋滞等についてはそれほどメインのイベントがある以外については、それほど渋滞はないものと考えております。

以上でございます。

◇議 長 7 番、坂本一光議員。

◇坂本議員 あと、駐車場の整備について、いつごろからかかるのか、予算的なことも含めてちょっとお伺いしておきたいと思います。

◇議 長 産業振興課長。

◇産業振興課長 ただいまの取得後の整備につきましては、相手方と本契約を議会終了後いたしまして、その後、取得、登録が終わりまして、登記が終わりまして後に整備若干をしたいと思っております。ご承知のとおり、駐車場につきましては、これまで借用いたしまして、整備をかなりしておりますので、大幅な整備は必要がないものと思っております。ですけれども、若干の駐車帯のラインの関係は、若干整備をしなければならないというふうに思っております。また、砂利でございますので、若干その辺の整地もしなければならないというふうには思っております。いかにしましても、取得後、登記が終わりまして後に、今年度中に整備をしてまいりたいというふうに思っております。

◇坂本議員 終わります。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。
11 番、勝田鉄城議員。

◇勝田議員 取得についてはよろしいのかと思うのですが、シーズンオフのオフが恐らく長い、使わない期間が長いということでないかと思うのですが、3 万平方メートルというと、3 ヘクタール、広大な土地だと思うのですが、このシーズンオフの利用方法、何か考えておられるかを聞きたいと思います。

◇議 長 産業振興課長。

◇産業振興課長 ただいまの質問でございますけれども、シーズンにつきましては駐車場として利用するわけですが、その後につきましては、駐車場としての、とりあえず整備になっておりますので、そういうふうに使いますけれども、利用はほとんどないような状況でございます。今現在、公園内の整備をしておりまして、その分の資材等を置いているという状況でしか、今のところその後の利用、シーズン以外の利用については検討はしていないという状況でございます。

◇議 長 質疑、そのほかありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第60号 財産の取得についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号 財産の取得については、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第61号

◇議 長 日程第5、議案第61号 網走支庁管内町村交通災害共済組合の解散についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

阿部住民課長。

◇住民課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、小島一弘議員。

◇小島議員 ちょっと勘違いして、議案第62号とも関係していたのですが、まあいいでしょう。ちょっと質疑をさせてください。解散することについて議会の議決を求めることについては、これ万やむを得ないと思うのですが、後ほどにかかわることにちょっと若干なりますけれども、最低で通さないで、この共済組合のお金というのは、自治会を中心に出してきているわけですね。我々の町の財政の中から組合のほうに出しているわけではないわけですから、解散に伴って、後ほどの財産処分についてもそうなのですが、これは雑入で図られるというふうに推測されるわけですが、その際はやっぱり自治会に対する配慮、一つお考え願いたいと、そういうことであれば、私としても個人的にこの災害共済組合の解散について異論はございません。しかしその辺の整理がうまくつかないと困るということで、一つ考え方をお聞かせ願いたいと思います。

◇議 長 住民課長。

◇住民課長 処分後の予算の関係だと思いますけれども、この交通災害共済組合の会費につきましては、保険料という位置づけではなくて、共済組合の会費という位置づ

けで納付をいただいていたところでございます。それと、見舞金につきましても、保険料という名目ではなくて見舞金をいう形で交付される状況の中で、最終的には個人に返るというよりも、町のほうに入ってくる形になろうかと思います。使い道といたしましては、交通安全対策ですとか自治会もありますので、今後その辺を詰めて予算措置をしていきたいということで考えてございます。

◇議 長 質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第61号 網走支庁管内町村交通災害共済組合の解散についてを採決します。
お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第61号 網走支庁管内町村交通災害共済組合の解散については、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第62号

◇議 長 日程第6、議案第62号 網走支庁管内町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分についてを議題とします。
本件について提案理由の説明を求めます。
阿部住民課長。

◇住民課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第62号 網走支庁管内町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号 網走支庁管内町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分については、原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため休憩します。

再開は午後1時とします。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時00分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第7 議案第63号

◇議 長 日程第7、議案第63号 北海道市町村備荒資金組合理約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大槻財政課長。

◇財政課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第63号 北海道市町村備荒資金組合理約の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号 北海道市町村備荒資金組合理約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第64号

◇議 長 日程第8、議案第64号 大空町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。
岸田住民生活課長。

◇住民生活課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありますか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第64号 大空町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第64号 大空町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第65号

◇議 長 日程第9、議案第65号 公益法人等への大空町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
渡邊総務課長。

◇総務課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありますか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第65号 公益法人等への大空町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号 公益法人等への大空町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第66号

◇議 長 日程第10、議案第66号 大空町特別職公務員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

渡邊総務課長。

◇総務課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第66号 大空町特別職公務員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号 大空町特別職公務員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第67号

◇議 長 日程第11、議案第67号 大空町東藻琴生涯学習センター条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

菊地社会教育課長。

◇社会教育課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第67号 大空町東藻琴生涯学習センター条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号 大空町東藻琴生涯学習センター条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第68号

◇議 長 日程第12、議案第68号 大空町日常生活用具給付事業に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三條福祉課長。

◇福祉課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第68号 大空町日常生活用具給付事業に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号 大空町日常生活用具給付事業に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第69号

◇議 長 日程第13、議案第69号 大空町難病患者等訪問介護員派遣に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。
三條福祉課長。

◇福祉課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第69号 大空町難病患者等訪問介護員派遣に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第69号 大空町難病患者等訪問介護員派遣に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第70号

◇議 長 日程第14、議案第70号 大空町緑地等利用施設条例を廃止する条例制定についてを議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
伊藤産業振興課長。

◇産業振興課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第70号 大空町緑地等利用施設条例を廃止する条例制定についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号 大空町緑地等利用施設条例を廃止する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第71号

◇議 長 日程第15、議案第71号 大空町企業振興促進条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

川口企画課長。

◇企画課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第71号 大空町企業振興促進条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号 大空町企業振興促進条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第72号

◇議 長 日程第16、議案第72号 大空町土地開発公社定款の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

川口企画課長。

◇企画課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第72号 大空町土地開発公社定款の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第72号 大空町土地開発公社定款の変更については、原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩します。

休憩 午後 1時53分

再開 午後 2時03分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第17 議案第73号

◇議 長 日程第17、議案第73号 平成20年度大空町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大槻財政課長。

◇財政課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、小島一弘議員。

◇小島議員 補正予算の説明で歳出の中で、各科目に分かれてアスベストの検査料が出ております。昨年から私が指摘したこともありまして、ちょっと遅れた感はありますけれども、検査を始めるということは大変いいことなのでありますけれども、このことについて、それぞれにセクションまたがっておりますので、この結果の報告というのはどういう形になりますか。どっかでまとめて一カ所でやるのでしょうか。それが第1点であります。

それから、第2点といたしまして、67ページの住宅用太陽光発電システム導入費補助金50万円であります。大変すばらしいことを手がけ始められるということなのですが、このことについても若干関連して、政策議論としては、他の政策もどうなのだろうということで、いろいろお話した経緯もございます。そういう意味合いで、そういうことについての考えが、今後どうなるのかというあたりをちょっとお聞かせ願いたい、このように考えている次第です。

それから聞き漏らしたのかもしれませんが、69ページの青少年育成事業協会補助金144万2,000円が減額になっていますが、耳が遠くなっていますので聞き漏らしたかもしれません。ちょっと内容を教えてください。

以上です。

◇議 長 建設課長。

◇建設課長 アスベストの石綿検査料の関係ですけれども、多課にわたっております。それで、去年、調整会議を行いました建設課が独自になって、最後その検査結果についてお知らせしたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

◇議 長 住民課長。

◇住民課長 ただいま、小島議員の質問の中で、太陽光発電システムの補助の関係が補正でのせていただきましたけれども、そのほかの政策的なものは考えられないかということで、ご質問かと思えますけれども、実は委員会の中でもご指摘がありまして、一つにはペレットストーブの助成の関係があったわけでございますけれども、実はそのペレットの関係と太陽光の関係を調査いたしまして、結果がペレット製造時に約1トン当たり117キログラムのCO₂の発生があるということで、それが一般家庭で年間150日利用するとして、1日20キログラムですと、年間3,000トンのペレットが必要になると。その中で1トン当たり117キログラムのCO₂を発生するということで、それを3トンでかけますと、年間351キログラムの二酸化炭素が発生するという調査で判明したところでございます。それを太陽光を設置するに至る同じような計算方式でやると、太陽光は、このペレットストーブの約4年分が製造設置までにかかる、その程度でなるということで、それ以後についてはCO₂の発生は逆にいうと太陽光では出てこない。その中でペレットストーブについては年間351キログラムのCO₂を発生することから、10年いくと3,510キログラムのCO₂と、それにプラス吸収した量が排出されるということで、今回の検討した結果の中では、温暖化対策の一つと考えた政策的なものではございまして、町としては太陽光の発電を推進していきたいということで考えているところでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

◇議 長 社会教育課長。

◇社会教育課長 財団法人女満別青少年育成事業協会の補助金でございますけれども、平成19年度の事業が完了いたしまして、144万2,000円の繰越金が発生したということで、20年度の補助金からその分を減額したものでございます。よろしくお願いします。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 アスベストについては、まとめて建設課でやるということで了解をいたしたいと思います。しっかりと報告をしていただきたいと思います。

関連して申し上げます、直接関係ないということではなくて、毒物という意味では総括的にPCBの問題もあります。PCBについては、まだそういう本格的な対応、検査というものがまだ行われていないという心配がありますので、このことについては内部で検討していただきたいということをどう考えておられるのか、内部でも検討しているのではないかと思いますのですが、それについて何かあればお聞かせ願いたい。以上お願いいたします。

それから、太陽光発電の351キログラム換算がどうのという説明は、私が地球温暖化について勉強したときに、覚えていたことと全然違って、植物を燃やした場合については、ゼロ換算になるという理解を実はしていたのですよ。私の考えが誤りであれば質していただきたいのですが、ただこういった地球温暖化対策に向けたり、あるいは省エネ対策上、太陽光発電システムをエネルギーの観点からいうと、こういう政策は大変すばらしいというふうに私も評価しつつも、委員会の中でも同僚議員が申し上げていたように、太陽光の発電の設備をつくるには、石油系のものを使わなければつくれないという問題もあったり、さまざまな観点もあるわけです。したがって今の説明では、ここでずっとその議論をするわけにはいきませんが、内部で十分検討していただきたいと、そういうお考えがあるかないかということをお聞かせ願って、その分については終わりたいと思います。

それから、青少年育成事業協会の補助金については、去年もそうだったと思うのですけれども、これ指定管理者として仕事をやっていただいていますよね。そういうものの関連もあるのかないのか、ちょっとあいまいで、ちょっとよくわかりにくくなるころはあるのですが、そうだとすれば、繰越金が残って当たり前なのですよね、指定管理上。営利的な事業もできるわけですから。だからそこら辺が育成事業協会についてだけは繰越金はお返しなさいというルールは何となくわからないわけではないのですが、今後のあり方として、ちょっとその辺誤解があったら精査してお答え願いたいのですが、その観点についてのちょっとお考えを聞かせてください。

◇議 長 住民課長。

◇住民課長 ただいま小島議員が言われた焼却時にはCO₂は出ないというペレットストーブの関係については、そういうあれでございすけれども、ペレットを作成する、製造する過程で出るということで、ご理解をいただきたいと思います。それとその太陽光についても設置までのかかるCO₂の排出が、調査の結果ではペレットの換算でいきますと、4年程度分で排出するということでございすので、大体4年目以降についてはゼロという形だということで調査をした結果でございす。

それとPCBの関係についてはトランスの関係だと思ひすけれども、現在使用しているものについては、今度取り外す段階で調査をして、検査をしていきたいということで考えてございすので、ご理解をいただきたいと思います。

◇議 長 社会教育課長。

◇社会教育課長 ただいま小島議員の質問でございますけれども、指定管理料と今回、育成事業協会の補助金とは別問題でございまして、指定管理料につきましては返還はしてございません。今回につきましては、育成事業協会の運営補助金、それから事業補助金の部分の精査ということでございますので、その辺ご理解をいただきたいと思います。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 阿部課長の答弁で、ちょっと長い時間かけてやってもしようがないので、また後ほどいろいろと勉強させてもらいたいと思いますけれども、いろんな見解があるように思います。その辺については、もう少し私も勉強したいと思いますし、教えていただきたいと思います。今後の課題として内部でもその数字が本当に正しいのかも含めて、検討を進めていただきたいと思います。

なお、PCBのことについてお話のあった安定器だとか、そういう関係のことを聞いてたわけではなくて、恐らく建設課のほうでは理解していると思いますが、これも新しい知見ですけれども、PCB関連の可塑剤、シール剤だとか建築関係の壁面剤だとか、そういうものが含まれている事例があるのですよ。だから当然、それは建設課の佐藤技師はよく知っていると思いますので、その辺についての調査が必要でないかということは前から非公式ですが、私も指摘をさせていただいているのでないかなと思うのですが、そんなことで今後の課題ですので内部で十分検討していただいて、建設課のほうで答え願えればいいのかと思います。

それから、育成事業協会の補助金だということなのですが、ずっと考えますと、指定管理のお金ではないということがわかりましたけれども、ずっとこういうことが続いているのです。100万円単位ぐらいで。つまり積算上の問題で何が何ぼ残ったのかというのがわかればいいのかですね、補助金の内訳として。どういうもののために出していたのが、いつの100万円単位でなぜ残るのかと。小さく集まって少しずつ残ったものが合算するところだということであれば、了解をいたしたいと思いますが、いつも何か似たような数字のような気がしないようでもないのです、必要な繰越金なのか、ある意味では。その辺の説明をしていただければと思います。お願いします。

◇議 長 社会教育課長。

◇社会教育課長 大変申しわけございませんけれども、今の段階ではその詳しい数字的なものがちょっとつかんでおりませんので、後ほどはつきりしましたらご報告させていただきます。よろしくお願いします。

◇議 長 建設課長。

◇建設課長 建築資材に含まれるPCB、シーリング剤です。いわゆるPCBということでご質問かと思うのですが、それにつきましては、安定状態、建築の状態であれば、その飛散が少ないということもございますし、解体するときには、その辺を十分注意しながら検査も含めた中で検討していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。検査を検討するという事でよろしく願いいたします。

◇議 長 町長。

◇町 長 太陽光発電についての、その他の発電システムといいたまいますか、エネルギー代替システムといいたまいますか、そういうものについてのご質問といいたまいますか、考え方をいただきました。確かにそのこと自体、例えば太陽光発電であっても、発電するそのものは化石燃料、CO₂を発生させないというのですけれども、その仕組みをつくるまでに多量のものを出していたらいかかなものかというようなことが、今回の議論になっているかと思います。このあたりも日進月歩技術も進歩してきます。が、その考え方も時代によってといいたまいますか、よくよく精査してみたらということも、もちろんありますので、これについては引き続きいろんな角度、考えていかなければならないのではないかなと。ペレットストーブに限らず、そのほかのものもいろいろ有効なものというものがあるのではないかと。私自身も正直言って、何が本当なのかというのが、正直わからない部分があります。ゴミなども分別していますけれども、洗ってから分別をして再利用をしている。ただ洗うためには水道水を使わなければならない。その水道水を供給するためにいったいどれほどのエネルギーを出しているのかというようなことを考え始めると、際限がなくなるというようなところもありますけれども、今、発表されているものを信じながら、いろいろな角度からいろいろなものを検証していく。担当からも先ほど言ったような説明を私も受けておりますけれども、まず今回は、太陽光発電ということで、はっきりしている分で皆さまにご利用いただくということで出させていただいたものでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

◇議 長 そのほかありませんか。
2番、松田信行議員。

◇松田議員 せっかくですので、ちょっと教えていただきましたのですけれども、69ページ、教育振興費の要保護・準要保護児童就学援助費ですけれども、今回説明の中で増によるということで説明あったのですけれども、これは、対象者としては1名として考えていいのでしょうか。ちょっと教えていただきたい。

◇議 長 学校管理課長。

◇学校管理課長 ただいまの松田議員のご質問にお答えいたします。今回補正いただく部

分につきましては、当初予算、平成20年度で小学校分が22名、中学校分が13名ということで当初予算を組んでおりましたけれども、平成20年の実績といたしまして、小学校で27名、中学校で17名。ですから、小学校で5名、それから中学校で4名増加になってございます。計算的には一人いくらということで、要保護、準要保護につきましては、学用品代、それから校外活動費、それと進入学があった場合には進入学用品、それから修学旅行があった場合については修学旅行費、それとあと給食費というのが算定の中に入っております。

◇松田議員 終わります。

◇議 長 そのほかありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第73号 平成20年度大空町一般会計補正予算(第5号)を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第73号 平成20年度大空町一般会計補正予算(第5号)は、
原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第74号

◇議 長 日程第18、議案第74号 平成20年度大空町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
三條福祉課長。

◇福祉課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第74号 平成20年度大空町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第74号 平成20年度大空町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第75号

◇議 長 日程第19、議案第75号 平成20年度大空町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

斉藤診療所事務長。

◇国民健康保険診療所事務長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第75号 平成20年度大空町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第75号 平成20年度大空町国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第76号

◇議 長 日程第20、議案第76号 平成20年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三條福祉課長。

◇福祉課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第 76 号 平成 20 年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第 76 号 平成 20 年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 21 議案第 77 号

◇議 長 日程第 21、議案第 77 号 平成 20 年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
高橋建設課長。

◇建設課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第 77 号 平成 20 年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第 77 号 平成 20 年度大空町下水道事業特別会計補正予算

(第1号)は、原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩します。

休憩 午後 3時05分

再開 午後 3時15分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第22 認定第1号ないし日程第30 認定第9号

◇議 長 日程第22、認定第1号 平成19年度大空町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第30、認定第9号 平成19年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定についてまで9件を一括議題とします。

本件について、日程の順序により順次提案理由の説明を求めます。

大槻財政課長。

◇財政課長 (提案理由説明)

◇議 長 お諮りします。本件については、議長及び議会選出監査委員を除く16人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、本件については議長及び議会選出監査委員を除く16人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることに決定しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時23分

再開 午後 3時25分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会の委員はお手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩中に決算審査特別委員会を開催し、特別委員長及び副委員長の互選を行ってく

ださい。

再開はブザーをもってお知らせします。

休憩 午後 3時26分

再開 午後 3時41分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから諸般の報告をします。

休憩中に先ほど設置されました決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告いたします。決算審査特別委員会委員長に坂本一光議員、副委員長に深川昇議員。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

◎日程第31 議案第78号

◇議 長 日程第31、議案第78号 交通事故に対する和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大槻財政課長。

◇財政課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第78号 交通事故に対する和解及び損害賠償の額を定めることについてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第78号 交通事故に対する和解及び損害賠償の額を定めることについては、原案のとおり可決されました。

◎日程第32 議案第79号

◇議 長 日程第32、議案第79号 町道路線の廃止についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

高橋建設課長。

◇建設課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第79号 町道路線の廃止についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第79号 町道路線の廃止については、原案のとおり可決されました。

◎日程第33 議案第80号

◇議 長 日程第33、議案第80号 町道路線の認定についてを議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
高橋建設課長。

◇建設課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第80号 町道路線の認定についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第80号 町道路線の認定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第３４ 議案第８１号

- ◇議 長 日程第３４、議案第８１号 大空町議会議員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
渡邊総務課長。

◇総務課長 （提案理由説明）

- ◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

- ◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」の声あり）

- ◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第８１号 大空町議会議員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

- ◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第８１号 大空町議会議員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第３５ 議案第８２号

- ◇議 長 日程第３５、議案第８２号 平成２０年度大空町一般会計補正予算（第６号）を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
大槻財政課長。

◇財政課長 （提案理由説明）

- ◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

- ◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」の声あり）

- ◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 8 2 号 平成 2 0 年度大空町一般会計補正予算（第 6 号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 8 2 号 平成 2 0 年度大空町一般会計補正予算（第 6 号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 3 6 発議第 1 1 号

◇議 長 日程第 3 6、発議第 1 1 号 大空町議会会議規則の一部を改正する規則制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

勝田鉄城議員。

◇勝田議員 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第 1 1 号 大空町議会会議規則の一部を改正する規則制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、発議第 1 1 号 大空町議会会議規則の一部を改正する規則制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 3 7 発議第 1 2 号

◇議 長 日程第 3 7、発議第 1 2 号 町長の専決処分事項の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

勝田鉄城議員。

◇勝田議員 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありますか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから発議第12号 町長の専決処分事項の指定についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、発議第12号 町長の専決処分事項の指定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第38 発議第13号

◇議 長 日程第38、発議第13号 新たな過疎対策法の制定に関する要望意見書を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
坂本一光議員。

◇坂本議員 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありますか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから発議第13号 新たな過疎対策法の制定に関する要望意見書を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、発議第13号 新たな過疎対策法の制定に関する要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第39 発議第14号

◇議 長 日程第 39、発議第 14 号 生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める要望意見書を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

樫原達也議員。

◇樫原議員 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第 14 号 生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める要望意見書を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、発議第 14 号 生活品の物価高騰に対する緊急対策を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 40 発議第 15 号

◇議 長 日程第 40、発議第 15 号 社会保障関係費 2,200 億円削減方針の撤回を求める要望意見書を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

樫原達也議員。

◇樫原議員 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第 15 号 社会保障関係費 2,200 億円削減方針の撤回を求める要

望意見書を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、発議第15号 社会保障関係費2,200億円削減方針の撤回を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

ここでお断りをしておきます。

本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

◎日程第41 発議第16号

◇議 長 日程第41、発議第16号 道路整備に必要な財源の確保に関する要望意見書を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

深川昇議員。

◇深川議員 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第16号 道路整備に必要な財源の確保に関する要望意見書を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、発議第16号 道路整備に必要な財源の確保に関する要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第42 発議第17号

◇議 長 日程第42、発議第17号 農業基盤整備への国の責任ある配慮を求める要望意見書を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

深川昇議員。

◇深川議員 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから発議第17号 農業基盤整備への国の責任ある配慮を求める要望意見書を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、発議第17号 農業基盤整備への国の責任ある配慮を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第43 発議第18号

◇議 長 日程第43、発議第18号 道立北見農業試験場を含む道立試験研究機関への地方独立行政法人制度導入に係る要望意見書を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
深川昇議員。

◇深川議員 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから発議第18号 道立北見農業試験場を含む道立試験研究機関への地方独立行政法人制度導入に係る要望意見書を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、発議第18号 道立北見農業試験場を含む道立試験研究機関への地方独立行政法人制度導入に係る要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第４４ 発議第１９号

◇議 長 日程第４４、発議第１９号 農業用生産資材高騰等に関する要望意見書を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

深川昇議員。

◇深川議員 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第１９号 農業用生産資材高騰等に関する要望意見書を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、発議第１９号 農業用生産資材高騰等に関する要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第４５ 報告第７号

◇議 長 日程第４５、報告第７号 平成１９年度大空町の健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題とします。

山下町長から、お手元に配付しているとおり、平成１９年度大空町の健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の審査意見を付して提出がありましたので、本件について提案理由の説明を求めます。

大槻財政課長。

◇財政課長 （提案理由説明）

◇議 長 次に監査委員による、平成１９年度財政健全化及び経営健全化審査意見書の説明を求めます。

佐々木代表監査委員。

◇代表監査委員 （審査意見書説明）

◇議 長 これで、平成19年度大空町の健全化判断比率及び資金不足比率については終わります。

◎日程第46 報告第8号

◇議 長 日程第46、報告第8号 例月出納検査報告についてを議題とします。
監査委員から例月出納検査報告書の提出がありましたので、監査委員の報告を求めます。
佐々木代表監査委員。

◇代表監査委員 (例月出納検査報告)

◇議 長 これで例月出納検査報告については終わります。

◎閉会の宣告

◇議 長 これで本日の日程は全部終了しました。
会議を閉じます。
山下町長から発言があれば許します。
町長。

◇町 長 第3回大空町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。この定例会におきましては、一般質問、また提出させていただきました案件につきまして、ご審議を賜り、誠にありがとうございました。また、燃油高騰等に端を発します諸物価の高騰、農業関係資材等の高騰等に対する対策についての意見書なども採択をいただいたわけであります。また、私どもにもこういった関係の宿題を預けられたと、そのように感じております。今後、職員ともども十分内容を精査して、改めて皆さまにご審議をいただけるように努力をしてまいりたいと、そのように考えてございます。

また、町長の専決処分事項の指定についてということで定めていただきました。今回、指定をいただきました、その趣旨、そういったものを十分に踏まえながら、今後、適切に対応させていただきたいと、そのように考えてございます。今後ともご指導いただきますように、重ねてお願いを申し上げ、お礼にかえさせていただきます。ありがとうございました。

◇議 長 平成20年第3回大空町議会定例会を閉会します。
大変お疲れさまでした。

閉会 午後 4時58分